

うに用いられているか、お聞きいたしたいと思います。

○政府参考人(吉田正嗣君) ただいま御指摘のございました原子力三原則でございますが、これは昭和二十九年に日本学術会議が出した原子力の研究と利用に関し、公開、民主、自主の原則を要求する声明、これにおいて述べられておりま

す。内容は、一つは原子力の研究と利用に関する一切の情報を完全に公開すること、二つ目に真に民主的な運営によって我が国の原子力研究が行われること、三番目に日本における原子力の研究と利

用は日本国民の自主性ある運営の下に行われるべきこと、この三つの原則でございます。

そして、昭和三十年に制定されました原子力基本法に、「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、「民主的な運営の下に、自主的にこれをを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」と同法第二条に書かれておりまして、ここに原子力三原則が盛り込まれております。

○有馬朗人君 ありがとうございました。今後もこの三原則に基づいて日本の原子力の政策が行われることを強く要望いたします。

こうして学術会議の努力によりまして原子力利用三原則を基礎とした原子力基本法が作られ、特殊法人原子力研究所が創立され、原子力研究が始まつたわけであります。そこで日本学術会議の役割は極めて大きかったと私は考えております。

次に、南極について議論をいたしたいと思いま

す。一九五六年十一月、日本は第一次南極観測隊を設立しました。そして、六二年の第六次まで「宗谷」によつてこの研究は続きました。しかし、以後、一九六二年二月より一九六六年の間、南極観測は中止されました。砕氷船「宗谷」は海上保安庁に属しておりましたので、「宗谷」を用いることは研究者の反対はありませんでした。しかし、海上保安庁

では要員の確保が不十分であることになりまし

た。そこで、防衛庁の協力を得るということが必

要になりましたが、この検討において研究者の反対は極めて強く、代船「ふじ」が船造中ということもあって、長期にわたって南極観測が中断いたしました。このとき、学術会議では南極特別委員会を中心にして議論し、輸送担当機関について防衛庁の協力を得ることはやむを得ないと考えるに至った

と思います。

そこで、質問であります、南極観測再出発を

求める勧告とその結果についてお教えください。

○政府参考人(吉田正嗣君) 日本学術会議は、昭

和三十七年五月に「南極地域観測の再開について」

ということで、南極地域観測事業を恒久的国家事

業として取り上げ再出発させる方針を速やかに決

定されたといいう旨、政府に向けて勧告いたしま

した。

これを受けまして、政府としましては、昭和四

十年に南極地域観測を再開させるということを念

頭に準備を進めまして、輸送担当機関を海上保安

庁から防衛庁にすることとしまして、自衛隊法の改正を行ななどの準備を進めました。この結果、昭和四十一年七月には新しい南極観測船「ふじ」が完成し、同年十一月第七次観測隊が編成され、南極に向けて出発いたしました。翌年二月には第七次越冬隊が成立し、昭和基地及び我が国の南極地域観測が再開されました。その後現在まで、毎年観測隊を派遣しているところでございます。

○有馬朗人君 このように、南極観測が再出発で

観測が再開されました。その後現在まで、毎年観

測隊を派遣しているところでございます。

した。その際も日本学術会議、特に原子核特別委員会の援助が極めて大きなものでございました。初めは京都大学のみのものでございましたが、日本

じゅうの素粒子原子核理論の研究者がここをメツカとして集まつてまいりました。私もその一人であつたわけであります。

しかし、当時の法律では、大学を超えて違う大

学の研究者が、特に若手研究者が滞在し共同研究を行なうことは極めて難しかつたわけであります。

併せ教授というようなことはありましたが、若手の研究者が長期に滞在して他の大学で研究するこ

とは極めて難しかつた。もちろん、研究費や旅費を支給することは不可能であります。

このころ、学術会議では、物理学研究連絡委員会及び原子核研究連絡委員会を中心にしてこの困難を

取り除く方法が議論されました。その結果と京都

大学の寛大な取り計らいにおいて、一九五三年七月に国立学校設置法の一部を改正する法律で同法第四条に第二項が加わりました。

この二項は、第四条に、前項に掲げる研究所の

ほか、国立大学の教員その他の者で当該研究所の目的たる研究と同一の研究に従事する者に利用さ

せるため、国立大学に次の表に掲げるとおり研究

所を附置するというわけで、ほかの大学の人もこ

の新しい研究所に出掛けていつて共同研究ができるようになります。

ここで挙げられましたが、京都大学の基礎物

理学研究所と、現在ニユートリノの観測で有名な

スパーチカミオカンデを有する東京大学の宇宙線

研究所の前身であります宇宙線観測所がありま

す。この大学共同利用という考え方は世界で極め

て珍しいものであり、多分、今でも日本が、日本だけが持つていているような研究施設だと思います。

が、どんなものが現在あるか、お聞かせください。

○政府参考人(石川明君) 国立大学法人には現在五十九の附置研究所が設置されておりますが、このうち、全国共同利用型の附置研究所につきましては、ただいま先生からお話をございました京都大

学の基礎物理学研究所あるいは東京大学の宇宙線研究所のほか、海洋に関する基礎研究を目的といたしました東京大学の海洋研究所でありますと

か、あるいはたんぱく質に関する研究を目的としております大阪大学のたんぱく質研究所など、合

わせて十九の研究所が設置されています。

また、大学附置でない共同利用研究所であります

大学共同利用機関につきましては、ただいまお

話のありました高エネルギー物理学研究所、ある

いは人文社会科学系で申し上げますと国立民俗学

博物館、あるいは自然科学系では国立情報学研究所など十六の機関が設置されているところでございます。

○有馬朗人君 ありがとうございました。

この国立大学共同利用研にしても、全国共同利

用の基礎物理学研究所等大学に附属する研究所等

も、すべて、国立、公立、私立の差なく、すべての人が利用できるものであることを申し上げてお

きたいと思います。名前は国立大学共同利用といいますものですから国立大学だけと思われるかも

しほませんが、国立と大学の間が離れていまして、国立の大学共同利用研究所というふうな意味

と解釈しているわけであります。

そこで、このように多くの共同利用研はほとん

ど、すべてがとは申しませんが、かなりの部分が

学術会議の勧告に基づいていると思いますが、いかがでしようか。

○政府参考人(吉田正嗣君) 日本学術会議の勧告

等に基づきまして設置されました大学附置の共同

利用研究所でございますが、これは委員御指摘の

ものを始め、東京大学物性研究所、京都大学数理

解析研究所等十機関ございまして、全体の約半数

余りということになろうかと思います。

○有馬朗人君 この共同利用研究所が画期的であつたということは、大学の学部自治を超えて、運営を他大学研究所の、あるいは他大学の教員及び他大学の研究所の教員が共同利用研究所やそれに属する、それが属する大学の教員とともに運営を行うことができる 것입니다。

これに至るまで、例えば東京大学の原子核研究所では大変難しい事情がありました。戦前中の苦い経験を御自分自身が持つておられた矢内原総長が、他大学の教員、他大学研究所の教員が東大の人々と一緒に運営に参画することは大学の自主を反するといって強く反対されました。したがいましたが、東京大学としては正式には認知されなかつたが、東京大学としては長い間、他大学の教員の加わった運営委員会は、私的には行つておりました。この点については実はあらかじめの質問に加えておきませんでしたけれども、もしこのことが今どうなつてているかが御存じでしたらお教えください。

○政府参考人(石川明君) その点につきましては、ちょっとと今日詳しく承知しておりませんし、資料も用意しておりませんので、後ほど御報告をさせていただければと思います。

○有馬朗人君 これはもう既に解決しておりますので、一九七〇年の後半であったと思いますが、すべての共同利用研究所で大学の自主、大学の自治を侵さないように他大学の人が運営に入れるようもう一つの京都の基礎物理学研究所が行いました。画期的な制度は、教授、助教授、助手、すべてに任期制を導入したことあります。一九五三年のことでありました。これは、その前身でありました湯川記念館の、あるいは湯川研究所の助手の人事からそのことが行われていたところであります。

このような研究者の任期制は日本の大学でも例の少ないことありました。問題は、特に国立大学では教育公務員特例法に反することあります。

これに至るまで、例えば東京大学の原子核研究所では大変難しい事情がありました。戦前中の苦い経験を御自分自身が持つておられた矢内原総長が、他大学の教員、他大学研究所の教員が東大の人々と一緒に運営に参画することは大学の自主を反するといって強く反対されました。したがいましたが、東京大学としては長い間、他大学の教員の加わった運営委員会は、私的には行つておりました。この点については実はあらかじめの質問に加えておきませんでしたけれども、もしこのことが今どうなつてているかが御存じでしたらお教えください。

このように、任期制を一九五三年に既に導入しました。そのことは極めて先見の明にあふれた考えであります。そして、その後には学術会議、特に物理学研究連絡委員会や原子核研究連絡委員会等の進歩的な考えがあつたのであります。文部省による国立大学への任期制導入は一九九七年でありました。それに先立つこと約四十年前にもう既に任期制を基礎物理学研究所は導入しておりましたし、その後の共同利用研究所はほとんどすべてが任期制を導入しております。

共同利用研に類するものが幾つかあります。その一つは、一九九九年までありました全国共同利用大型計算機センターであります。私は東大型計算機センター長でありましたが、一九八三年、当時、世界最高のベクター型スーパーコンピューターを東京大学のセンターに導入いたしました。これは国産であります。アメリカにもクレイというのが一つありました。日本では二つ三つ国産のすばらしい計算機があつたわけであります。その一つを導入いたしました。重要なことは、アメリカを含め世界の大学にはこの水準の計算機を持ったところはなかつたのです。アメリカより国の調査団が東大に参りました。調べて、少しがんばりました。そして、少し後、アメリカの六大学にスーパーコンピューターセンターができると聞いております。ここまで日本の計算機を育てたのは、実際に一九六三年の学術会議の勧告があったといきました。そして、超大型の計算機の需要は低減いたしました。そのため、大型計算機センターは改組されたのであります。それは、本当に超大型コンピューターをやらなくなつたかと聞かれて、その後、ワークステーション等、言わば自家用車時代に入りました。超大型の計算機の需要は低減いたしました。そのため、大型計算機センターは改組されたのであります。それは、本当に超大型コンピューターは更に伸びまして、現在、その最

論文は信用されなかつたんです。特に実験データの解析が信用されませんでした。それは、日本の研究の分析は手でやつてあるということでありました。しかし、この大型計算機センターが作られ、一変して日本の論文が受け入れられるようになります。今回、国立大学の法人化に当たりましても、中期計画の素案を見ますと、八十九六年、文部省の大学審議会でこの問題を検討いたしました。そこで、要望であります。それが、日本が共同して用いられる汎用の世界最高水準の法律を成立させまして、現在行うようになつたわけであります。その検討に従いまして作られた法律に基づき、公に任期を付けることができるようになりました。今回の国立大学の法人化に当たりましても、中期計画の素案を見ますと、八十九六年、文部省の大学審議会でこの問題を検討いたしました。そこで、要望であります。それが、日本が共同して用いられる汎用の世界最高水準の法律を成立させまして、現在行うようになつたわけであります。その検討に従いまして作られた法律に基づき、公に任期を付けることができるようになります。

このように、任期制を一九五三年に既に導入しました。そのことは極めて先見の明にあふれた考えであります。そして、その後には学術会議、特に物理学研究連絡委員会や原子核研究連絡委員会等の進歩的な考えがあつたのであります。文部省による国立大学への任期制導入は一九九七年でありました。それに先立つこと約四十年前にもう既に任期制を基礎物理学研究所は導入しておりましたし、その後の共同利用研究所はほとんどすべてが任期制を導入しております。

共同利用研に類するものが幾つかあります。その一つは、一九九九年までありました全国共同利用大型計算機センターであります。私は東大型計算機センター長でありましたが、一九八三年、当時、世界最高のベクター型スーパーコンピューターを東京大学のセンターに導入いたしました。これは国産であります。アメリカにもクレイというのが一つありました。日本では二つ三つ国産のすばらしい計算機があつたわけであります。その一つを導入いたしました。重要なことは、アメリカを含め世界の大学にはこの水準の計算機を持ったところはなかつたのです。アメリカより国の調査団が東大に参りました。調べて、少しがんばりました。そして、少し後、アメリカの六大学にスーパーコンピューターセンターができると聞いております。ここまで日本の計算機を育てたのは、実際に一九六三年の学術会議の勧告があったといきました。そして、超大型の計算機の需要は低減いたしました。そのため、大型計算機センターは改組されたのであります。それは、本当に超大型コンピューターをやらなくなつたかと聞かれて、その後、ワークステーション等、言わば自家用車時代に入りました。超大型の計算機の需要は低減いたしました。そのため、大型計算機センターは改組されたのであります。それは、本当に超大型コンピューターは更に伸びまして、現在、その最

変いました。それまでは日本の我々が書いた論文は信用されなかつたんです。特に実験のデータの解析が信用されませんでした。それは、日本の研究の分析は手でやつてあるということでありました。しかし、この大型計算機センターが作られて、一変して日本の論文が受け入れられるようになります。

そこで、要望であります。それが、日本が共同して用いられる汎用の世界最高水準の法律を成立させまして、現在行うようになつたわけであります。その検討に従いまして作られた法律に基づき、公に任期を付けることができるようになります。

このように、任期制を一九五三年に既に導入しました。そのことは極めて先見の明にあふれた考えであります。そして、その後には学術会議、特に物理学研究連絡委員会や原子核研究連絡委員会等の進歩的な考えがあつたのであります。文部省による国立大学への任期制導入は一九九七年でありました。それに先立つこと約四十年前にもう既に任期制を基礎物理学研究所は導入しておりましたし、その後の共同利用研究所はほとんどすべてが任期制を導入しております。

共同利用研に類するものが幾つかあります。その一つは、一九九九年までありました全国共同利用大型計算機センターであります。私は東大型計算機センター長でありましたが、一九八三年、当時、世界最高のベクター型スーパーコンピューターを東京大学のセンターに導入いたしました。これは国産であります。アメリカにもクレイというのが一つありました。日本では二つ三つ国産のすばらしい計算機があつたわけであります。その一つを導入いたしました。重要なことは、アメリカを含め世界の大学にはこの水準の計算機を持ったところはなかつたのです。アメリカより国の調査団が東大に参りました。調べて、少しがんばりました。そして、少し後、アメリカの六大学にスーパーコンピューターセンターができると聞いております。ここまで日本の計算機を育てたのは、実際に一九六三年の学術会議の勧告があったといきました。そして、超大型の計算機の需要は低減いたしました。そのため、大型計算機センターは改組されたのであります。それは、本当に超大型コンピューターをやらなくなつたかと聞かれて、その後、ワークステーション等、言わば自家用車時代に入りました。超大型の計算機の需要は低減いたしました。そのため、大型計算機センターは改組されたのであります。それは、本当に超大型コンピューターとして今大活躍をしておりま

す。また、今お話をあります地球シミュレーターにつきましても、こういつた大変高度な研究に必要なコンピューターとして今大活躍をしておりまします。そして、これにつきましても、必ずしも十分と言えるかどうか分かりませんけれども、大学の研究者にも大いに利用されているというところでございます。

いずれにいたしましても、こういつた状況などを踏まえまして、今後、全国の大学研究者の共同利用のために世界最高水準のスーパーコンピューターを整備していくかどうかということにつきましては、研究所の需要を十分把握いたしましたとともに、また技術面の問題もございます。それからコスト面の課題等もございますので、これらを十

分考慮いたしまして、関係者の意見も聞きながら検討を進めてまいりたいと、このように思つております。

○有馬朗人君 先ほど申しましたように、全国に共同利用の大型計算機センターを置いたことによつて学生の情報についての学力が猛然上がつたんです。研究力も猛然上がつた。そして、日本の計算機産業が、全くゼロだったと言つていいくらいですが、アメリカに匹敵するところまで参りました。

ヨーロッパにはこういうものはないんですね。したがつて、ヨーロッパは計算機から撤退したと言つていいくらいになつてゐる。アメリカとヨーロッパ。ヨーロッパ、ちなみに申しますと、CERNという大共同利用の研究所がありますが、全世界的な共同利用研ここではアメリカの計算機を導入しているわけです。

そういう点で、日本の計算機を進めていく上でも、是非とも大学の研究者、学生と協力し、研究者以上に学生と協力して、その研究の上での研究、計算機の汎用性を増す、そしてソフトウエアを開発するという御努力を賜りたいと思います。

さて、以上述べてまいりましたように、極めて多くの勧告ないしは申入れによつて研究の方針が決まり、研究所が創立されました。このような方針を日本学術会議が決定するに至る上で研究連絡委員会が極めて重要な役割を演じていると思います。

これら研究連絡委員会の委員はだれがどうやつて選ぶのか、その役割は、今回の改正によつてこの委員会はどう変わつていくのかをお聞きいたいといたします。

○政府参考人(吉田正嗣君) 研究連絡委員会の委員でございますが、その選任の方法でございますが、日本学術会議法によつて定められておりまして、それぞれの研究連絡委員会の所掌事務、担当する学問分野でございますが、それを専門とされる会員の方のうちから学術会議の会長が指名する、もう一つは、各研究連絡委員会の担当する学

問領域等に関しまして専門的な知識を有する方、そついた方から日本学術会議会長が委嘱する方、この二つの選任の方法がござります。

それから、研究連絡委員会の役割でございますが、これは、科学に関する研究の領域及び重要な課題ごとに、日本学術会議が担つております科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること、この職務を遂行するために必要な事項を調査審議することでございます。

それから、今回の改正でございますが、現在、主に科学の領域別に固定的に設置されております研究連絡委員会につきましては廃止することとしております。今後は、総合科学技術会議の意見申出によりますけれども、学術会議以上の役割を果たしていくと思うことがあります。それは、かなり若手が積極的に参加することによって現場の問題を非常に率直に議論してきたからです。

私が心配しておりますことは、あえて言えば、ボス的な存在の人たちだけが議論をするのではなく第一線の人の意見が酌み取れないという問題があると思いますが、これは質問に書いておきます。せんでしたけれども、この若手の意見をどうやって酌み取るのか、もしお分かりでしたらお教えください。

○政府参考人(吉田正嗣君) 今回の改正によりまして研究連絡委員会といふもの、そのものはなくなるわけでございますけれども、今後、会員あるいは新しくできます連携会員を選任していくに当たりましては、そういった若手の科学者の方々の登用ということにも十分配慮しながら進めてまいりと、そういうことにならうかと思います。

○有馬朗人君 是非それをお願いいたしたいと思ひます。

ス、それから文科省の中にある科学技術・学術審議会も、これもかなりの大ボス、そしてここに学術会議のまた大ボスだけ集めていたんだや、もう大ボスの声だけで、小ボスや若手の意見が全然入らないくなっちゃうと思うんですね。そこを私は非常に心配していまして、日本学術会議は若手の意見が十分反映するようにしていただきたい。もう一度吉田さんにお聞きしたいと思います。よろしく。

○政府参考人(吉田正嗣君) 今回の改正の内容には、定年制の導入でありますとか、あるいは再任の禁止とか、そういった会員の年齢構成の若返りということも考慮した措置も盛り込まれております。先ほど申しましたように、今後、若手の方の登用ということに十分配慮しながら進められていくものと考えております。

○有馬朗人君 次の質問に入りますが、学術会議の勧告又は申入れによって創立された研究機関の数を、一九六〇年以後、十年ごとに区切つてお教えください。

○政府参考人(吉田正嗣君) 日本学術会議の勧告又は申入れによりまして創立されました研究機関の数は、一九六〇年代は十三、一九七〇年代は十八、一九八〇年代は八、一九九〇年代は十一、二〇〇〇年以降は一となつております。合計で五十一でございます。

○有馬朗人君 日本学術会議にはもう一つ大変重要な役割があると思います。それは、海外の学会に対応する日本代表の役割を演じているわけであります。また、海外の学会の総会、理事会、そして国際会議への代表派遣をいたしておられます。

○政府参考人(吉田正嗣君) 今回の改正によりまして研究連絡委員会といふもの、そのものはなくなります。また、海外の学会の総会、理事会、そして国際会議への代表派遣をいたしておられます。

○有馬朗人君 本学術会議は、日本学術会議の主要な国際学術団体に加入しております。例年、これらの国際学術団体の総会、理事会を始め、様々な国際学会等が主催する国際会議に代表

を派遣しております。平成十五年度は八十六人を派遣しております。

また、平成十六年度の代表派遣に係る予算でございますが、約五千万円を計上いたしております。○有馬朗人君 私も学術会議の命でもつて国際会議に一、二度出席いたしましたけれども、率直に言つて非常に予算が安過ぎるというか、旅費も工コノミーで参りましたし、非常に窮屈であります。そういう意味で、やはりもしこの日本学術会議を内閣府に移すのであれば、やつぱり内閣としっかりと予算をお付けいただきたい。

ちなみに申しますと、学術会議のメンバー、事務局のメンバーですね、人数、それから調査費、出張費等々非常に少な過ぎる。これは国際比較をなさつていただければ明々白々であります。この点について後ほど大臣の御意見を、後ほどお聞きいたします。

改正されました場合も、学術会議が海外に対し日本代表として考えてよろしいのでしょうか。そのためには予算も十分に付けなければならないと思いますが、大臣のお考えはいかがでしょうか。

○國務大臣(茂木敏充君) 有馬委員には昭和六十一年から平成六年まで三期九年間にわたつて日本学術会議の会員をお務めいたしておりまして、先ほど來の質問を伺つております。質問といふか。

○政府参考人(吉田正嗣君) 有馬委員には昭和六十一年から平成六年まで三期九年間にわたつて日本学術会議の会員をお務めいたしておりまして、先ほど來の質問を伺つております。質問といふか。

○國務大臣(茂木敏充君) 有馬委員には昭和六十一年から平成六年まで三期九年間にわたつて日本学術会議の会員をお務めいたしておりまして、先ほど來の質問を伺つております。質問といふか。

そこで中で、日本学術会議が海外に対して日本

の代表となり続けるのかどうかということでありますが、結論的に申し上げますと、それはイエス

であります。

きましては、「日本学術会議は、わが国の科学者
の内外に対する代表機関として、科学の向上発達
を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸
透させることを目的とする。」こととしておりまし
て、今回の改革でもこの目的規定の変更は行つて
おりません。したがいまして、今回の改革におい
ても、海外に対する我が国の科学者の代表機関と
しての性格は変わらない、このように考えており
ます。

それから、予算面につきましても、この分野の

専門家の有馬先生の方から大変心強い、また力強い御要望をいただいたと感じておりますが、正直申し上げまして、私もそういった権威のある先生方が海外に行くときにエコノミーをお使いだと、それは今初めて聞いた次第であります。御案内のとおり、政府の財政事情も大変厳しいところあるわけでありますけれども、正にこの学術会議そして会員の皆さん、そういった方々が我が国の科学者の代表機関にふさわしいような活動ができるよう、予算面につきましても十分な配慮が必要だと、このように考えております。

○有馬朗人君 いや、どうも力強いお答えで、ありがとうございます。是非よろしくお願ひをいたします。

ところで、これも予告していかつたんですが、不意に気が付いたのですが、学術会議は外へ出なきやいけないとことになつていませんでしたか。あの建物を出なきやいけないということになつてましたと思いますが、その辺はもう議論しなくなつたんでしょうか。

○政府参考人(吉田正嗣君) 先生御指摘のとおりでございまして、国の行政機関の移転につきましては以前に閣議決定がされております。日本学術会議につきましても、横浜に移転するようになりう方針が決められておるところでございます。

○有馬朗人君 私はやめたらどうかと思つてゐるんですよ。あのまま残つておられたらい。建物もしつかりしたものがあり、生産研は駒場の方に移しました、それから物性研は柏の方に移しまし

て、あそこが空っぽになつた後、ナショナルギャラリーーかなー何かになるはずですね。そういう意味では、あそこは地の利を得てゐるし、今はそれほど、昔ほど都心から出ていけ出でていけという、人口が非常に大き過ぎるからとうそういう議論もなくなつてきていると思うので、もう一度お答えになつていただきたいと思います。大臣、よろしくお願ひいたします。大変あそこは便利でありますので、私たち研究者としてはあそこが非常にいいと思つております。

○國務大臣(茂木敏充君) 貴重な意見として承らせていただきたい、今後どういうことができるか検討してみたいと思います。

○有馬朗人君 学術会議は国の諮問を受けることになつておりますね。過去に何件ほど、どういうところから受けたかお聞かせいただきたいと思います。その中で特に重要なものの二、三についてお示しください。そして、その答申に基づきまして、国はどのように実行策を取つたかについてお教えください。

○政府参考人(吉田正嗣君) 昭和二十四年の学術会議の設立以降、諸問を受けまして答申を出した件数は現在まで百八件でございます。

二つほど例を申し上げますと、昭和三十一年に内閣総理大臣から放射線医学総合研究所の設立についてという諮問を受けまして、その答申に基づきまして、昭和三十二年に放射線医学総合研究所が設立されております。また、平成十二年には農林水産大臣から諮問がございまして、地球環境・人間生活にかかる農業及び森林の多面的な機能の評価について諮問がございまして、その答申に基づき、農林省におかれましては、農業や森林の有する機能の多様性に関する普及啓発活動等を行つておられると承知しております。

○有馬朗人君 これも通告していなかつたので、もしそこで資料があればお聞きしたいんですが、学術会議が答申をして実現するまでに、十年とかいうふうに長く掛かつた私は記憶があるものがたくさんあるんですが、そういう御記憶はありますか

○政府参考人(吉田正嗣君) そのように長期間掛かつたという事例につきましては、今直ちに資料を持ち合わせておりません。もし必要でございましたら、後ほど御報告させていただきます。

○有馬朗人君 原子核関係の加速器なんかは実際に長い時間掛かったことがあるんですね。ですかくせつから勧告をされて、それが国で議論されたらば、速やかに実行できるようにしていただきたいと思います。

○政府参考人(吉田正嗣君) 総合科学技術会議の意見書申出においては、日本学術会議が行つておられます科学研究費補助金審査委員の推薦につきましては見直す必要があるということで書かれております。これを受けまして、審査委員の推薦については取りやめる方向で関係機関と調整を進めているところでございます。
○有馬朗人君 勧告や申入れなどが実現して、その結果大活躍をしている研究所等々が大変多いわけですが、そういう影響を考えてみます
○政府参考人(吉田正嗣君) 現在のところ継続する予定でございます。
○有馬朗人君 励告や申入れなどが実現して、その結果大活躍をしている研究所等々が大変多いわけですが、そういう影響を考えてみます

と、日本学術会議が大変大きな影響力を持つたのは率直に言つて一九七五年、七七、八年ころまでではなかつたかと思うんですね。その理由の一つは、会員が代表する研究者層及びグループに偏りがあつたからと言われております。そして一方、一九七〇年後半から文部省関係では学術審議会が大変大きな力を持つようになつたと思います。

そこで、日本学術会議の会員の選び方には、各学会等の選挙に基づいたものであつたわけであります、一九八四年に現在の方法に変わつたと

の間に、当時の中山太郎総理府総務長官より当時の伏見康治先生に、日本学術会議の会員選出法の改革が要求された結果であったと思います。そのとき、伏見先生が私に漏らした感想は、人間は座布団の上へ座つたときにその座布団を自分が持ち上げても自分を持ち上げることはできないよねと言われた感想を聞いたことがあります。すなわち、非常に苦労、改革は、自分でやるのは改革は難しいんだということを漏らされたことがあります。

そこで質問。会員の選び方についてお教えいただきたい。一九八四年以前はどうだったか、八四年にどう変わったのか、そしてその変わった理由は何であつたか、そして現在は、また今回の改正策ではどう考えるのか、この辺についてお聞かせください。

○政府参考人(吉田正嗣君) 昭和五十九年以前でございますが、これは科学者による選挙制を取つておりました。ただ、この選挙制の下で科学の目覚ましい進展がございましたわけですが、日本学術会議の組織、活動が科学の現状に十分適合しなくなつた、あるいは科学者が日本学術会議から離れていきまして第一線の科学者が会員に選ばれなくなつたというような状況がございました。これを是正するために、科学者による選挙制から一定の要件を満たす学術研究団体の推薦に基づく会員選出方法に改められたものでございます。

さらに、今回の改正でございますが、これは總

合科学技術会議の意見具申を受けまして、日本学術会議自らが優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員候補者を選考する方法に改めるものでございます。これは、日本学術会議が真に科学者コミュニケーションを代表し、総合的、俯瞰的観点から活動し、個別学術研究団体の利害から自立した科学者の組織となることを目的として行うものでございます。

○有馬朗人君 私は、一九八四年に改正されました選出法に従いまして、一九八四年、五年より三年任期で三期会員を務めました。その間、会員といたしまして研究費の増大、大学教育費の増大などを大いに図つたのですが、うまくまいりませんでした。

そこで、高等教育費や研究費の増大や研究施設設備改善について申入れ又は勧告は行つたと思うますが、どういうものがあつたでしょうか。

○政府参考人(吉田正嗣君) 今おつしやられましたような提言の例としましては、昭和六十二年に大学における学術予算の増額についての要望、平成元年には大学等における学術研究の推進について、副題として研究設備等の高度化に関する緊急提言とあります。そういう提言、それから平成十一年には我が国の大手等における研究環境の改善についてという勧告などを行つております。

○有馬朗人君 こういう勧告はやはり現在の大学を良くする方向に役立つたと思って感謝しております。ところで、私は、脳死問題についての審議に出席したことがあります。議論が大搖れに揺れて、当時の近藤次郎会長が、私も脳死状態ですということを座長席から言わされたことを覚えていて、當時の記憶では、脳死については日本学術会議としては何も出せなかつた、ただ特別委員会報告で終わつたと思いますが、いかがですか。

○政府参考人(吉田正嗣君) 日本学術会議といったしましては、第十三期、昭和六十二年の十月に医

療技術と人間の生命特別委員会から脳死に関する見解という報告、それから第十四期の平成三年五月に医療技術と社会に関する特別委員会から脳死をめぐる問題に関するまとめの報告を行つております。

○有馬朗人君 だから、学術会議としての声明、金体の声明にはならなかつたですね。

○政府参考人(吉田正嗣君) これは特別委員会の報告として学術会議が公表したものでございますが、おつしやいますように、学術会議の声明とか勧告、そういうものではございません。

○有馬朗人君 この議論を私はずつと出席して見ていたのですが、会員の同意を得ることは極めて難しかつた。

そこで、今回の改正でのこのような状況が改善できることを考えておられますか。

○政府参考人(吉田正嗣君) 脳死の問題は大変難しい問題であったと思います。

政策提言を行つに際しましては、広く科学者の多様な意見を聴取した上で委員会審議などで議論を深めるということはもとより、科学的水準の高い政策提言として結実させていくことが重要であると想います。今後とも、日本学術会議が提言を行うに当たりましては、そういうことが必要であるかと思います。

ただし、総合科学技術会議の意見具申で指摘しておりますように、様々な課題に対しまして機動的に対処して迅速に政策提言を行つていくということを求められているところでございます。このため、今回の改革では、新たに幹事会を設けることによりまして迅速な意思決定を行ふことが可能になります。

○有馬朗人君 日本学術会議はしばしば研究者の

会議の過去の業績から判断いたしまして存続する

こと、しかしその将来の在り方を総合科学技術会

議で検討することを提案いたしました。

その学術会議について、行政改革会議三十七回の議事概要はどう書いてありますか、お教えた

りますでしょうか。

この点はどう保障されるのでしょうか。私は、多くの人の心配にもかかわらず公正に行われるならば、若手の意見を酌み取る上で一部は選挙といふこともあり得ると思いますが、いかがでしようか。

○政府参考人(吉田正嗣君) 今回の改革は、日本学術会議が我が国の科学者コミュニケーションの代表機関として広く科学者の知見を集約し、政策提言を行うといった役割を果たすために行うものでございます。

会員の選考方法につきましては改革後の新体制において定めることができていますけれども、例えば、先生のおつしやいましたような要請にこたえるために、学術会議の中に選考委員会を設けまして、会員だけではなく連携会員の協力を得るとか、あるいは分野にとらわれずに意見交換を行うとかしまして、公平に選考するとともに、可能な限り透明性を確保していくことが必要であろうかと思います。

なお、選挙制につきましては昭和五十九年以前に取つておつたわけでございますが、その際にはいわゆる日本学術会議からの学者離れといつたような問題も起つたわけでございます。そういうことで廃止されたわけでございますが、会員の選出方法として選挙制は適当ではないのではないかと考へております。

また、平成九年十二月の行政改革最終報告におきましても、そのような記述と同様の内容が書かれておるところでございます。

○有馬朗人君 そこで、総合科学技術会議で検討した結果、どういうふうなことが出てまいりましたか。

また、平成十五年の二月に総合科学技術会議が意見具申をしておりますけれども、その中で、学術会議に求められる機能といつても、一つは政策提言機能、それから二つ目として科学に関する連絡調整機能、三つ目として社会とのコミュニケーション機能といったものを掲げております。

それからまた、設置形態の在り方でございます

けれども、国家的な設置根拠と財政基盤の保証を受けた独立の法人とすることが最終的な理想像と

いうことを言っておりますけれども、当面は国

特別の機関としての位置付けを維持しつつ、主体的な改革を推進すべきであるというふうにしてお

ります。その上で、改革の進捗状況と社会的状況を見極めながら、十年以内により適切な設置形態

○政府参考人(吉田正嗣君) 行政改革会議の第三十七回の議事概要では、日本学術会議につきまして多くの内容が書かれておりますけれども、幾つか申し上げますと、日本学術会議と総合科学技術会議との関係が問題である。あるいは、日本学術会議は諮問してもなかなか結論が出ない機関であるけれども、学者が自由に意見を述べ合う場として広く意見を聽取するのに便利な機関であり、その使命について整理するべきである。あるいは逆に、一度廃止して、どうしても必要なならば再度設置すればいいのではないかと。あるいは、当面存置し、どこかでその在り方を検討してはどうかと。そういうような意見が述べられておりまして、これらを踏まえまして、日本学術会議につきましては当面総務省に置いて存置されることとして、検討することについては総合科学技術会議で行われるが、その在り方については総合科学技術会議で検討することといた結論が了承されたと記述されております。

また、平成十五年の二月に総合科学技術会議が意見具申をしておりますけれども、その内容が書かれておるところでございます。

○有馬朗人君 そこで、総合科学技術会議で検討した結果、どういうふうなことが出てまいりましたか。

また、平成九年十二月の行政改革最終報告においても、そのような記述と同様の内容が書かれておるところでございます。

○有馬朗人君 それによても、現役の若い人たちの意見が十分反映するようにしていただきたいと思います。

一九九七年の行政改革会議第三十七回会議で、日本学術会議について議論いたしました。そのときは廃止論が強かつたのですが、私は、日本学術会議の過去の業績から判断いたしまして存続すること、しかしその将来の在り方を総合科学技術会議で検討することを提案いたしました。

その学術会議について、行政改革会議三十七回の議事概要はどう書いてありますか、お教えたりますでしょうか。

総合科学技術会議 こういつたところで責任を持つて行われるということにならうと思います。

○有馬朗人君 総合科学技術会議の意見具申を読みますと、同会議、すなわち総合科学技術会議と日本学術会議の両者は車の両輪として我が国の科学技術の推進に寄与するものと位置付けると述べられています。

私は、この両輪という言葉を日本語として解釈いたしますと、ほとんど平等な役割を演ずるといふうな意味に解釈しますが、よろしいでしょうか。

○政府参考人(吉田正嗣君) 総合科学技術会議と日本学術会議はそれぞれ違った役割を持っています。

総合科学技術会議は自らトップダウン的に政策形成を行う、日本学術会議は科学者の意見を集約して提言につなげていくと、そういった役割の違いがございます。

ただ、そういう役割の違いがございますけれども、両者が連携していくことによりまして我が

国の科学技術を推進していく必要があると、そういった意味でこの車の両輪という言葉が使われておるのではないかと思います。

○有馬朗人君 そうしますと、今後、両会議は、科学技術基本計画などを立案する際などにも常に相談して、特にボトムアップ的なことに関しましては日本学術会議の考え方、例えば基礎科学技術をもつと強く国として支持せよというふうな方針を総合科学技術会議に反映することができるわけですね。

○政府参考人(吉田正嗣君) 日本学術会議は科学者の意見を集約しまして提言につなげていくといふことで、その提言の内容がどのような内容になるか、これは様々なものがあろうかと思います。

先生御指摘のような内容というものも考えられるわけでござりますが、その内容につきましては、そのような提言がございますれば総合科学技術会議に提言し、相互に連携し、相談しながら我が国科学技術の推進に努めていくということでござります。

○有馬朗人君 日本学術会議には、科学者の良心に基づいて意見を広く集約し、独立性を保ち、中立性、公平性、透明性が強く要求されると思います。内閣府の中に総合科学技術会議と両輪となつたときに、政府の意向に大きく反するというふうなことが起きた場合にはどうするんでしょうか。

○國務大臣(茂木敏充君)

車の両輪という表現、私は、重要性から見て車の両輪なんだ。右のタイヤが右側を向いたから左のタイヤも同じように向いていかなくちゃならない、こういう意味とは解釈をいたしておりません。

そういう中で、委員おっしゃる中立性、独立性、公平性、そしてまた透明性、正に今後の日本学術会議に更に求められる性格だ、そのキーワードだと、そんなふうに解釈をいたしているところです。

独立性につきましては、先ほども申し上げましたように、法律的にも担保されているわけであります。そしてまた、中立性、公平性の問題、これは正に、政府としても、政府の中ではなくて独立した機関から求める政策提言としては中立なものが多い、公平なものがいい、こういう政府としても二つ持っている、そういう自覚を持つて、日本学術会議の方からもいい提言をしていただきたい、こんなふうに考えております。

○有馬朗人君 多々ありがとうございました。非常にはつきりとお答えくださってありがとうございます。

日本学術会議は今まで様々な申入れ、勧告等を行いました。そしてその多くが実現し、日本の科学技術、学術の発展に大きく寄与したことは今まで述べてまいりましたとおりであります。今後も

に、総合科学技術会議との関係が私は気になります。学術会議の政策提案はどこへ出すんでしますか。そしてそれが実行するのでしょうか。諮問はどの省庁も直接することができるのでしょうか。

○政府参考人(吉田正嗣君) 学術会議の提言でござりますが、これは広く言えば政府に対して提言をするということでございます。政府の中の、それぞれ内容に応じて実行される省庁がございますので、そいつたところでその提言を反映した政策を企画立案していただきたい、こういうことでございます。

また、諮問につきましても、各府省からこれは直接いたでおりますけれども、総合科学技術会議が学術会議に諮問するということこれは可能であろうかと思います。

○有馬朗人君 ここでがらつと質問の形を変えたいたいと思います。

日本学術会議が対応しておりますアメリカ等諸外国のアカデミーの設置形態はどうなつていてるでしょうか。アメリカのナショナル・アカデミー・オブ・サイエンスなどは多く非政府、非営利法人と思えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(吉田正嗣君) 主要国の一例を見てみると、アメリカの全米科学アカデミー、イギリスの王立協会、フランスの科学アカデミー、ドイツの学術アカデミー連合などは政府から独立した非営利法人でございます。また一方、ポーランドの科学アカデミー、韓国の学術院、中国の科学院などは政府機関ということになつております。アカデミーの設置形態は、政府から独立した非営利法人となつてゐる国、政府機関となつてゐる

意見具申では、まず、日本学術会議の役割、機能、組織、機構等につきまして改革に必要な法令改正を行うこととされております。そして、その上で、今回の改革後十年以内に新たに体制を整備して日本学術会議の設置形態について検討を行うとされています。

○政府参考人(吉田正嗣君) 総合科学技術会議の意見具申では、まず、日本学術会議の役割、機能、組織、機構等につきまして改革を実施するための法案を取りまとめたところでございま

すが、設置形態の在り方の検討につきましては、意見具申に基づきまして、今後、今回の改革から十年以内に改めて検討が行われ、その結果を受けまして、必要であれば措置がなされるということにならうかと思います。

○有馬朗人君 日本の科学者の各省庁別分布といふのは一体どんなものでしようか、お聞きできますでしょうか。

○政府参考人(吉田正嗣君) お答えいたします。

我が国の研究者の組織別な数字を調べてござります。全体で七十五万人ほどおいでございま

す。大学が四十三万人ということになつてございます。大学が二十八万人、その他政府の研究機関等でござります。

文部科学省所管でまとめてみますと、大学の研究者がほとんどでござりますけれども、約四割と

府から独立した機関でありますし、確かに中国のアカデミーは國のものであります。

私は、日本学術会議が政府よりの予算を得ることを前提としながら、政府より独立した機関になります。そしてそれが実行するのでしょうか。諮問はどの省庁も直接することができるのでしょうか。

○政府参考人(吉田正嗣君) この辺についてお伺いいたします。

内閣府の中に総合科学技術会議と両輪となつたときには、政府の意向に大きく反するというふうなことがあります。内閣府の意向に大きく反するというふうなことがあります。内閣府の意向に大きく反するというふうなことがあります。

○國務大臣(茂木敏充君)

車の両輪という表現、私は、右側を向いたから左のタイヤも同じように向いていかなくちゃならない、こういう意味とは解釈をいたしております。

○政府参考人(吉田正嗣君) 学術会議の提言でござりますが、これは広く言えば政府に対して提言をするということでございます。政府の中の、それを企画立案していただきたいと、こういうこと

でございます。

また、諮問につきましても、各府省からこれは直接いたでおりますけれども、総合科学技術会議が学術会議に諮問するということこれは可

能であるかと思います。

○有馬朗人君 ここでがらつと質問の形を変えたいたいと思います。

日本学術会議が対応しておりますアメリカ等諸

外のアカデミーの設置形態はどうなつていてる

でしょうか。アメリカのナショナル・アカデミー・オブ・サイエンスなどは多く非政府、非営利法人

と思えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(吉田正嗣君) 主要国の一例を見てみると、アメリカの全米科学アカデミー、イギリスの王立協会、フランスの科学アカデミー、ドイ

ツの学術アカデミー連合などは政府から独立した非営利法人でございます。また一方、ポーランド

の科学アカデミー、韓国の学術院、中国の科学院

などは政府機関ということになつております。アカデミーの設置形態は、政府から独立した非営利法人となつてゐる国、政府機関となつてゐる

国、それそれがございまして、一様ではございません。ただ、欧米先進国におきましては非営利法

人になつてゐるところが多いのではないかと思ひます。

○政府参考人(吉田正嗣君) お答えいたします。

我が国の研究者の組織別な数字を調べてござります。全体で七十五万人ほどおいでございま

す。大学が四十三万人、その他政府の研究機

会議等でござります。

文部科学省所管でまとめてみますと、大学の研

○有馬朗人君　このように、日本の研究者の約四割は文部科学省に属しているわけであります。大学や共同利用研などの方針は、今日まで主として文科省の科学技術・学術審議会で議論し、検討してまいりました。

そこで、科学技術・学術審議会の役割は一体何でしようか。特に、加速器 天文台、宇宙科学など巨大巨費 大きな費用、巨大巨費研究の方針は日本学術会議の各研究連絡委員会の検討の進行を見ながら決定したことが多かつたと思いますが、

○政府参考人(石川明君) 科学技術・学術審議会
は、科学技術の総合的振興に関する重要事項及び
学術の振興に関する重要事項を調査審議し、文部
科学大臣に意見を述べるということをその任務と
しております。このうち、学術分野につきまして
は、先生御案内のとおり学術分科会が設置されて
いるところでございまして、研究者のみならず産
業界あるいはマスコミなど国民各層の意見を反映
いたしまして学術の振興に関する報告を行うな
ど、学術行政の推進に当たつて重要な役割を果た
してきておるところでございます。

ただいまお話をありましたようなビッグサイエンスに関しましては、例えば大強度陽子加速器計画あるいはALMA計画の推進に当たりまして、日本学術会議の研究連絡委員会での様々な検討、御報告、こういったものが科学技術・学術審議会あるいは旧文部省の学術審議会などの検討につながりまして、そして最終的に計画の実現につながっていくというようなこと、そういったケースがよく見受けられるわけでございまして、こういった意味でも、ビッグサイエンスの推進に関しては、日本学術会議は大変大きな役割を果たしてきましたものと私どもとしても考えております。

今回の改正では、研究連絡委員会 자체は廃止と仕組みというのは取られるというふうに聞いております。こういったもののを通じまして、長期的、総合的な観点からの政策提言を引き続き適時適切

にいただけるものと私どもとしても期待をしておりますし、文部科学省といたしましては、今後ともこういった日本学術会議等の御意見も十分に聞きながら、そして科学技術・学術審議会における議論や検討の結果をしつかりと踏まえまして学術

○有馬朗人君　ここで研究の評価ということについてお聞きいたしたいと思います。文例えば、予算要求における評価であります。文

○政府参考人(有本建里君) 文部科学省におきましては、科学技術に関する予算の概算要求に先立ちまして、今、先生御指摘のとおり、科学技術・学術審議会等におきまして専門家による事前評価ということを行つております。

特にその評価に当たりましては、平成十四年六月に策定をいたしてございます文部科学省における研究及び開発に関する評価指針、これのポイントを申し上げますと、優れた研究開発を見いだ

し、伸ばし、育てる、さらには研究者を励ますと
いうこと、それから研究者が専門性を發揮する
と、それからさらに研究開発の特性に応じて適切
なものとして評価すると、こういったところをボ
イントとして事前評価を行っているわけでございます。
具体的には、次の年度の概算要求における
新規あるいは拡充いたします重要な研究開発課題
におきまして、科学技術・学術審議会に置かれて
いる分野別の専門委員会等を使いまして評価を
行つておるわけでございます。

これを踏まえて私ども概算要求を作成しております
ということでございまして、今後とも、こういう
体制をしつかり充実しながら概算要求の作成をし
てまいりたいというふうに思つてございます。

○有馬朗人君 例えは、昨年度の予算要求で、文
部科学省としては第一に選んだスーパー・カミオカ
ンデの計画が総合科学技術会議でCランクとされ

たことがあります。いろいろな理由は聞いてお
りますが、もう一度公式見解をお教えいただき
たいと思います。

では二つ出ておりまして、一つ目としましては、
つくば市に設置されました加速器から発射される
ニュートリノを岐阜県の神岡町に設置されました
ニュートリノ観測装置スーパーKミオカondeに
よって検出すると、こういったプロジェクト、こ

れが二つ目でございます。それから二つ目として、茨城県東海村におきまして建設中でございまして大强度陽子加速器計画、これが二つ目と。この二つのプロジェクトが要求されたわけでございます。

で、この二つのプロジェクトでございます大强度陽子加速器計画といいますのは二つ、この中でまた二つに分かれておりまして、第一期計画としまして加速器本体等の建設を行う、それから第二期計画としましてニュートリノ実験施設等の建設を行うということでござります。

問題となりましたのは、この第二期計画のうち

でニユートリノ実験施設建設着手とというものを作成十六年度に前倒しして行うかどうかといった点でございます。これを文部科学省としては要求するということになつたわけでございますが、総合科学技術会議としましては、文部科学省において事前評価が適切になされたかどうかということについて疑問があるというふうに判断をいたしましたて、見直しを行なうべきであるということでランクといったわけでございます。あわせまして、第一期の計画の完遂というものが最重点として、合理的かつ現実的なスケジュールを検討して、これに基づいて第二期計画を検討すべきであるという留意事項を付けております。

なお、ニユートリノ研究の重要性といいますものは十分に総合科学技術会議としても認識しております、現行のスーパーカミオカンデ関係のプロジェクトにつきましては、積極的な発展を期待

○有馬朗人君 同僚が十分評価して大きな順位、高い順位に付いているようなものは慎重にお取り計らい願いたいと思います。

ゲノム解明とか遺伝子治療やナノテクノロジーのように、基礎原理はある程度解明され、その応用に重点がある場合には、国家戦略的方向付け、重点投資が必要であります。このようなトップダウンの政策の検討と決定は正に総合科学技術會議

の使命であると思います。そして専門でなくとも良識によって評価できる部分が大きいと思います。しかし、野のものとも山のものとも分からぬい未知の分野の研究は、やはりボトムアップ的に芽を出してきたときの評価が大変重要であると思いまいますし、その評価は、その研究を進めている研究者及び協力者と同じか近い分野の専門家たちに沿ってのみ可能であると私は思っています。

したがつて、トップダウン的にやる研究の評価とボトムアップ的な研究の評価はしつかり分けてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(林幸秀君) 研究開発の評価につき

ましては、國の研究開発評価に関する大綱的指針におきまして、その目的、内容、あるいは基礎、応用、開発等の性格に応じまして適切な評価の観点を設ける等、柔軟に実施するということになります。特に新しい知の創出が期待されております基礎研究につきましては、主に独創性、革新性、先導性等を重視する必要がある一方、その成果は必ずしも短期間のうちに目に見えるような形で現れてくるとは限らず、長い年月を経て予想外の発展を導くものが少なからずあるといった点が考えられます。

そういう点を勘案しまして、この大綱的指針におきましては、画一的、短期的な観点から性急な成果を期待するような評価に陥ることとのないように留意するということにしておりまして、高い資質を有した専門家によるピアレビューを行ふことをとしております。

模が重要であるということを私は自身の経験から申しまして強く感じておる次第でございます。そういう面から申しまして、この三つを合わせることが適正規模であるかどうかと、これは目的とかあるいは組織等によるわけでございますけれども、そうした面からも慎重に検討する必要があるというふうに考えておる次第でございます。

今後、私自身もいろんなアドバイスをいただきながら、この問題については慎重に検討をしたいというふうに考えておりますということを申し上げたいと存じます。

どうもありがとうございました。

○西岡武夫君 私がなぜこういう問題を提起しているかと申しますと、なかなか、先ほど有馬委員からお話をございましたように、科学の振興のための費用というものは最近でこそかなり予算が増えておりますけれども、私が非常に鮮明に記憶をいたしておりますのは、昭和五十年、一九七五年でございましたか、当時私は与党の文教関係の責任者でございまして、坂田文部大臣のときには政務次官をさせていただきまして、そのときから五年ほどたって、いろいろと科学研究費の増額のために坂田先生と一緒に努力をいたしました。私の記憶では一九七五年、昭和五十年によく二百億円台に、多分有馬先生、有馬委員は御記憶だと思いますけれども、大台に上がったと言つて、坂田先生と私ともう一人だれか、当時の文部省の幹部と三人で喜びの宴をしたという記憶がございます。

そういう経験からいたしまして、日本の、これは文系も理系も含めて、科学の振興のために最高の権威はここなんだという、そういうものがきちっと存在をするということが必要なのではないから。

長倉先生おつしやつたように、確かに組織には適正規模というものがある。これは、私も自分自身の体験からいっても十分そのことは理解いたしましたけれども、いろいろなところにいろいろな機関が存在をしていることによって、これだけ

ろんな分野で、科学、特に自然科学の分野における研究というものが我々が想像している以上に進んできている。それを考えますときに、哲学といふ問題になるわけでございますけれども、先ほど有馬委員からもお話をございました脳死の問題のときには人間がそのことに対して踏み込んでいいのかどうかということに対して疑問を持っていたからでございます。

もう一つ経験がございますのは、たまたま私が文部大臣に就任をいたしましたときに、ヒトゲノムの解析に対して、文部省として正式にこの研究に取り掛かるかどうかということを決定するという場面に私は遭遇をいたしました。かなり私はそのときに考えたわけでございます。確かに世界的に、世界的に日本は後れていると、これを何とかして早く追いついていかなければいけないということが、これに取り掛かることを急がなければいけないという、そういう状況下にあつたわけでありますけれども、行き着くところは、もちろんヒトゲノムの解説によっていろいろな人間の、難病などが治つていくとかいろいろな問題が解明されきているということにもつながるわけでございますけれども、一方でクローリン人間というものが想定をされると。

そういうことを考えると、日本の、正に今、長倉先生がおつしやつたように、日本の碩学と言われるような方々がこうした問題についてどう考えるのか。適切な時期に適切な発言を権威ある立場でおつしやつていただかなきやいけないと。そういう意味では、これはヨーロッパ等においては、私の知る限りでは少なくとも日本学士院のよくな組織が科学全体を見ておるという組織だと思います。学士院の中でそういう議論もございました。しかし、これをまとめた形として政府にいる立場を述べさせていただいて先生の御高見を承つたわけでございますけれども、是非、今ままの学士院の姿というのは、元々学士院の目的の中にも日本の学術の振興のためにいろいろなことをやるんだということが書いてあるわけですから、それをもつと広げていくことが必要なではないかとましたように、余りにも予算が少な過ぎると。

そういうことも含めて、学士院の会員の皆様方が存在をし、そしてその下に日本の若手も含めた

も、この機関、この皆さん方がこうおつしやるなら、それは正しいのであるうと国民も納得するといふ、そういう権威ある機関というものがやはり必要なのではないか。

そういう点で、私はあえて、日本学術会議法の改正の審議でございますけれども、学士院の院長であられる長倉先生にお見えをいただきまして、有馬委員からもお話をございました。これはまだ日本において、あるいは私、臟器移植の法案が提案されたときに、実は私は、臟器移植の法案が提案されたときに、これに反対をいたしました。反対の投票をいたしました。これはまだ日本において、あるいは人間がそのことに対する踏み込みでいいのかどうかということに対しても、疑問を持っていたからでございます。

もう一つ経験がございますのは、たまたま私が文部大臣に就任をいたしましたときに、ヒトゲノムの解析に対して、文部省として正式にこの研究に取り掛かるかどうかということを決定するという場面に私は遭遇をいたしました。かなり私はそのときに考えたわけでございます。確かに世界的に、世界的に日本は後れていると、これを何とかして早く追いついていかなければいけないということが、これに取り掛かることを急がなければいけないという、そういう状況下にあつたわけでありますけれども、行き着くところは、もちろんヒト

ゲノムの解説によっていろいろな人間の、難病などを治つしていくとかいろいろな問題が解明されきているということにもつながるわけでございますけれども、一方でクローリン人間というものが想定をされると。

そういうことを考えると、日本の、正に今、長倉先生がおつしやつたように、日本の碩学と言われるような方々がこうした問題についてどう考えるのか。適切な時期に適切な発言を権威ある立場でおつしやつていただかなきやいけないと。そういう意味では、これはヨーロッパ等においては、私の知る限りでは少なくとも日本学士院のよくな組織が科学全体を見ておるという組織だと思います。学士院の中でそういう議論もございました。しかし、これをまとめた形として政府にいる立場を述べさせていただいて先生の御高見を承つたわけでございますけれども、是非、今ままの学士院の姿というのは、元々学士院の目的の中にも日本の学術の振興のためにいろいろなことをやるんだということが書いてあるわけですから、それをもつと広げていくことが必要なではないかとましたように、余りにも予算が少な過ぎると。

そういうことも含めて、学士院の会員の皆様方が存在をし、そしてその下に日本の若手も含めた

して協力する必要があるというふうな判断をした場合には、当然そうした面について意見を提示するというふうなことはしなければならないかと思つておりますけれども、少なくとも現在、現段階においては、今お話しのような問題につきましては、日本学術会議の方で十分御審議の上、政府に対しても勧告をされるとか、あるいはいろいろな意見を出していくというふうなことがむしろ望ましいことではないかなというふうな気持ちを持つておりますということを非常に率直に申し上げさせていただいて、そんなことで失礼いたしました

が。

○西岡武夫君 これは短時間で答える出る課題であろうかと思つております。そして、この分散と集合というのは、目的とか機能、それから置かれている背景等によりまして、調和を保ちながら適当に進められるということが大変望ましいと考えております。

したがいまして、今の問題につきまして申しますれば、学士院といたしましては、学術の基礎に

ある、学術研究の基本的な考え方あるいはその背

後にある精神、これはギリシャ哲学とかキリスト

教の考え方とか、そういうものが基本にあるわ

けでございますけれども、そういうものについて

十分な検討をし、それを伝統として根付かせな

がら、その下で新しい創造を加えていくというふ

うな面で、日本の学術における繼承と創造という

ことに対して学士院は大いに力を振るいたいとい

うふうに考えておるわけでございます。

そういう面から申しまして、ただいま西岡先生

から御指摘のような点につきましては、これは会

員個人個人、専門的な立場から意見を持つておる

立場でおつしやつていただかなきやいけないと。

そういう意味では、これはヨーロッパ等においては、私の知る限りでは少なくとも日本学士院のよくな組織が科学全体を見ておるという組織だと思います。学士院の中でそういう議論もございました。しかし、これをまとめた形として政府にいる立場を述べさせていただいて先生の御高見を承つたわけでございますけれども、是非、今ままの学士院の姿というのは、元々学士院の目的の中にも日本の学術の振興のためにいろいろなことをやるんだということが書いてあるわけですから、それをもつと広げていくことが必要なではないかとましたように、余りにも予算が少な過ぎると。

そういうことも含めて、学士院の会員の皆様方が存在をし、そしてその下に日本の若手も含めた

各分野の正に活躍される方々、そういう方々が配置され日本、まあ名前はどういうことになるか分かりませんけれども、そういう組織を作る方が望ましいのではないかという意味で御質問をさせていただいたわけでございます。

是非御検討をいただきたいということをお願いをいたします。

本日はありがとうございました。

○参考人(長倉三郎君) 先ほど科学研究費のお話等、私が大変懐かしく実は拝聴させていただいたわけでございます。二百億を突破して千億に、大台に乗るというところまで大変御貢献をいただいたわけでございまして、そういう御貢献に対しても感謝いたしたいという気持ちが一杯でございました。それで、今の先生の御提案につきましては、先ほど申しましたように、日本学士院として、将来問題検討委員会等が今動いておりますので、そう鑒賞を与えたことでござります。

○委員長(北岡秀一君) 長倉参考人、どうもありがとうございました。御退席いただきて結構でございまして、どうぞ御退席ください。

○西岡武夫君 大臣にお尋ねをいたします。

今回、法律をこうしてかなり大きな改革をされるわけです。内容、中身につきましてもかなりの改正の部分があるわけでございますけれども、日本学術会議法の前文をなぜ手を付けられなかつたのか、お尋ねをいたします。

○政府参考人(吉田正嗣君) 日本学術会議法には前文といふものが付いておるわけでございますが、この前文に書かれています趣旨は、現在もなお当時と共通するものがあろうかと思います。特に今回の法律改正によりまして前文を改正するといったようなことは必要ないという判断から、

各分野の正に活躍される方々、そういう方々が配された日本、まあ名前はどういうことになるか分かりませんけれども、そういう組織を作る方が望ましいのではないかという意味で御質問をさせていただいたわけでございます。

是非御検討をいただきたいということをお願いをいたします。

本日はありがとうございました。

○参考人(吉田正嗣君) 日本学術会議法が制定されました昭和二十四年当時におきましては、先生御指摘のように、第二次世界大戦後の日本の復興、経済的復興、平和的復興、社会の、文化的な復興、こういったものを遂げなければならぬと、そういう強い趣旨が込められておつたようだと思います。

しかし、現在そのことは非常に達成されてゐるわけでございますが、必ずしもすべて終わつたと、いつかの時点で終わるというものではないのではなかると考えております。そういうふた考え方、理念は今後も受け継いでいく必要があるといふ考え方から改訂しておらないというふうでございます。

○西岡武夫君 これはちよつと意外な御答弁でございまして、大臣にお尋ねをいたしますが、この「平和的復興」とはどういう意味でしょうか。

○国務大臣(茂木敏充君) 我が国の経済社会が戦争のない、そういう平和な中に復興を遂げていくと、文章に書かれているとおりだと、こんなふうに考えておりまして、そういうふた考え方、理念は今後も我が国の科学技術の振興の中でも生かしていく必要があると、そういうふうに思つております。

○西岡武夫君 それでは、今の日本の社会は依然として敗戦状態で復興していないということでしょうか。

○國務大臣(茂木敏充君) 私、社会の発展というものは、ある程度の段階がこれが完全な段階だと、こういうものはないと思っております。例えば、今新しいIT革命と、そういうものが起こつているわけでありますけれども、正にこれは日進月歩の世界でありますけれども、そのために様々な改革を進めてい

く、こういうことはどの時代にあつても要請をされることではないかななど、こんなふうに考えておりまして、次のステップに向けてどういった努力をしていくか、またそいつた中で学術の力をどう使っていくかと、このことにつきましては、常々問い合わせが必要な大きな課題だと思つております。

○西岡武夫君 今、大臣が言われたことは私の質問とはちよつと違つた御答弁で、今、大臣がおつしゃつたようなことをなぜこの前文に、復興といふことではなくて、書き換えられなかつたんでございます。

○政府参考人(吉田正嗣君) 法律の前文は制定當時の法律制定意思、立法意思、そういうふた考え方、理念は今後も受け継いでいく必要があるといふ考え方から改訂しておらないというふうでございます。

○西岡武夫君 これはまた異なることをおつしやる御答弁だと思いますけれども、今、小泉政権の下で憲法を改訂しようという方向、また教育基本法を改訂しようということを小泉政権は明言をされているわけです。そういう中にあつて、法律の前文は立法の趣旨であるからこれは変えられないといふのはどういうことなんでしょうか。

○政府参考人(吉田正嗣君) 法律改訂の技術的なことで申しますと、通常の内容、今回の改訂は一部改訂でございますけれども、法律全体を廃止するとか、あるいは新しく制定するとか、そういうふたものではございません。こういった場合には、通常この前文といふものはそのまま存置するといふのが通例だというふうに私自身理解しておるわけでございますし、またこの前文自体も、現在の時点におきまして間違つておるというものはございません。引き続きこの立法の趣旨に沿つてこの学術会議法を施行していくことが必要であろうかと思いますので、改訂ということはいたしました。

○西岡武夫君 こういう問答をしていてもちよつとしようがないんですねけれども。せつからくこれ、総理大臣の直轄にこの日本学術会議というものがなるわけでして、そういう法律改訂をするわけですから、私はやっぱりこの時点における言葉の使用者といふものも私は大事だと思うんです。大臣、そういう考えじやありませんか。

○国務大臣(茂木敏充君) 法律における、私、言葉の使い方というのは、委員のおつしやるとおり

く、こういうことはどの時代にあつても要請をされることではないかななど、こんなふうに考えておりまして、次のステップに向けてどういった努力をしていくか、またそいつた中で学術の力をどう使っていくかと、このことにつきましては、常々問い合わせが必要な大きな課題だと思つております。

○西岡武夫君 今、大臣が言われたことは私の質問とはちよつと違つた御答弁で、今、大臣がおつしゃつたようなことをなぜこの前文に、復興といふことではなくて、書き換えられなかつたんでございます。

○政府参考人(吉田正嗣君) 法律の前文は制定當時の法律制定意思、立法意思、そういうふた考え方、理念は今後も受け継いでいく必要があるといふ考え方から改訂しておらないというふうでございます。

○西岡武夫君 これはまた異なることをおつしやる御答弁だと思いますけれども、今、小泉政権の下で憲法を改訂しようという方向、また教育基本法を改訂しようということを小泉政権は明言をされているわけです。そういう中にあつて、法律の前文は立法の趣旨であるからこれは変えられないといふのはどういうことなんでしょうか。

○政府参考人(吉田正嗣君) 法律改訂の技術的な点につきましては、この改訂ができないというふた考え方、理念は今後も受け継いでいく必要があるんだと思います。

○西岡武夫君 これはまた異なることをおつしやる御答弁だと思いますけれども、今、小泉政権の下で憲法を改訂しようという方向、また教育基本法を改訂しようということを小泉政権は明言をされているわけです。そういう中にあつて、法律の前文は立法の趣旨であるからこれは変えられないといふのはどういうことなんでしょうか。

○政府参考人(吉田正嗣君) 法律改訂の技術的な点につきましては、この改訂ができないというふた考え方、理念は今後も受け継いでいく必要があるんだと思います。

○西岡武夫君 この平和的復興の趣旨につきましては、この日本学術会議が設立されました当時、戦後、日本の復興を図るために科学の振興が非常に重要であるという強い趣旨がありまして設立されたものでございます。そういうふた考え方は、今後の日本においても科学の重要性というものは変わらなければなりませんけれども、法律全体を廃止するとか、あるいは新しく制定するとか、そういうふたものではございません。こういった場合には、通常この前文といふものはそのまま存置するといふのが通例だというふうに私自身理解しておるわけでございますし、またこの前文自体も、現在の時点におきまして間違つておるというものはございません。引き続きこの立法の趣旨に沿つてこの学術会議法を施行していくことが必要であろうかと思いますので、改訂ということはいたしました。

○西岡武夫君 こういう問答をしていてもちよつとしようがないんですねけれども。せつからくこれ、総理大臣の直轄にこの日本学術会議というものがなるわけでして、そういう法律改訂をするわけですから、私はやっぱりこの時点における言葉の使用者といふものも私は大事だと思うんです。大臣、そういう考えじやありませんか。

○国務大臣(茂木敏充君) 法律における、私、言葉の使い方というのは、委員のおつしやるとおり

大変重要なと思つております。同時に、私は、そういう趣旨といふものは更に重要なのではないかなと。科学技術が文化国家の基礎であると、こういうことを明確に書き、その国が發展のために科学技術といふものが必要なんだ、そして國だけではなくて、前文にありますように、この世界の人類の福祉に貢献をする、さらには国際的なコミュニケーションともしつかり連携をしていく、そういう趣旨をいかに具現化するかと、このことが今、正に問われている一番重要な課題だと考えております。

○西岡武夫君 大臣はお答えいただけないので、この問題はもうこれで止めます。

もう一点、今回、今まで七つの部門に日本学術會議の中のそれぞれの学問分野が分かれていたわけでありますけれども、これを三分野にされた趣旨はどこにあるんでしょうか。

○國務大臣(茂木敏充君) 現在の科学を考えますと、様々な融合領域というのが出てきているという点でありますまして、物理は物理であつたり化学は化学であると、そういうことから、いろんなものを包含した研究から新しい成果を生むと、こういう時代に私は入っているんだと思っております。

そういうことも踏まえまして、総合科学技術會議の意見具申におきましては、科学の新分野の成立や分野の融合に柔軟かつ的確に対応できるよう、現行の七部制を二部制又は三部制に大きく分化することと、こういうふうにされたわけであります。

これを受けまして、日本学術會議において検討いたしました結果、近年、生命科学の進歩が著しく、学問の分野において大きな比重を占めていることから、人文科学、生命科学、理学及び工学、それぞれを中心とする三つの部に区分する三部制とすることが適当とされたものであります。

○西岡武夫君 私も、この時代の大きな変化とそれぞれの学問分野が大きく変化してきている、そういう意味でこういうふうな形に改正するという

ことについては特に異議はございません。

一つ大臣にお尋ねをいたしますけれども、私が学生のころ、学問といふものは哲学に始まり

哲學に終わるということをある教授から教わったことがあります。大臣はどうお考えでしよう。

○國務大臣(茂木敏充君) 哲學といふのは非常に重要だと考えておりまして、中世の学問におきましても四つの大きな分野、医学、そしてまた法

学、神学、哲学と、これが四つの分野でありまして、正に哲学の世界、博士でいいますとPh.D.と、ドクター・オブ・フィロソフィー、そこの中に、例えば経済学であつたり政治学であつたり歴史も

包涵すると、そういう非常に理念的にも広い学問分野だと、こんなふうに考えております。

先ほど三つの分野と、人文科学であつたりとか、生命科学そして理学、工学、そういう大ぐらりの話をしましたけれども、私はそれぞれの分野に哲學というものは必要なんではないかなと、こんな

話をしましたけれども、私はそれを分野に哲學というものが減つてきているような気もいたしま

す。されがしつかり生かされるような教育、これは検討が必要だと思っております。

○西岡武夫君 日本における、あるいは世界と申しますけれども、正に生命倫理をどう考えるかと、ここにつきましても哲学が問われる問題だと、こんなふうに理解をいたしております。

○西岡武夫君 日本における現状はどういう状況か、大臣の御認識をお伺いいたします。

○政府参考人(吉田正嗣君) 大臣がお話しされました、すべての分野において哲学は非常に重要であるという考え方方は現在も同じであろうと思います。

ましてもそういった考え方方が取られているのではないかと考えております。

いや、そんなことを聞いているんじゃないんです。日本における哲学の現状をどうお考へなさいのかと。哲学という学問が実際問題として私は非常に存在 자체が危なくなつていています。

ふうな感じさえするんです。それをどうお考へなさいお尋ねしているんです。大臣にお願いしま

せんので、どう答えていいかという部分はあるわ

けでありますけれども、最近の学生を見ていると、私も同じようなことは感じます。

私、先ほど先生が一九七五年に二百億円を突破したと、そういうお話を聽きながら、ちょうど私は

時々最近の学生と話をすると、まだ学生の間で例えは経済学であつたり政治学であつたり歴史も

午後一時十五分開会

○委員長(北岡秀二君) ただいまから文教科学委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、日本学術會議法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○鈴木寛君 民主党・新緑風会の鈴木寛でございます。

午前中は有馬先生、そして西岡先生に本当に良識の府議院にふさわしい御議論をしていただき

ましたと、そういうお話を聽きながら、ちょうど私は

時々最近の学生と話をすると、まだ学生の間で例えは経済学であつたり政治学であつたり歴史も

午後零時十三分休憩

は社会の在り方そのものを規定するんだろうといふふうに思つております。

私の認識をまず結論から申し上げますと、この日本学術會議あるいはさらには午前中来提言をされている独立の、しかも権威のあるこうした學識の見解というものを表明をしていく組織といいますか機関、これは私は、日本國憲法で定める裁判所に匹敵する機能というものを、知性國家の社會治、社會創造においてそれぐらいの役割を担うべき存在だといふふうに思つております。先ほど前文が付いている法律だということについての西岡先生の御議論もありましたが、正に學術會議法を作った当初の意気込みというのも、やはり前文が付く法律というのはそうそうございませんから、正に戦後復興の中で科学というものが新しい社会を作つていく上で極めて重要な存在なんであるということの当時の立法制定者の意思の表明がこの前文に表れていると思ひますし、そういう観点からしたときに、今回の學術會議法の改正案を見させていただきました。

もちろん、現場の皆様方は大変に御苦労をされて、様々な諸課題についての調整を行われこの法律が出てきているということについては、私も十分にその御苦労、御努力については理解をしておりまし、また敬意を表したいと思ひますけれども、今私が申し上げた、あるいは午前中有馬、西岡両先生から御議論をされた、この歴史的、哲學的、思想的學術會議法審議の意味合いといいますか、あるいは学問の中立的で権威を持つた機関を我々がもう一回二十一世紀のこの初頭に当たりて作り直していくんだ、あるいは更に言うと進化させていくんだと。

そういう意味では、総務大臣から内閣府に所掌が変わったということは半歩前進ということで評価はしたいと思いますが、本来これは、例えば国会に所属する機関であつていいと思ひますし、さらには憲法上、私は參議院の憲法調査会の幹事もさせていただいておりますけれども、憲法上位置付けられてしかるべきぐらいの議論があつて私は

いいのではないかなどといふふうに思つております。

そういう意味で、最初の質問に入りたいと思いますが、結局やはり多数決でもつて決せられない話というのは一杯あるわけでありまして、かつ重要な話というのは一杯あるわけでありまして、特に知的時代、知性国家ということになりますと、真理というものが極めて重要な意味を持つ、より重要な意味を持つ。真理というのは必ずしも多数によって支持されるわけがないのが真理の特質、特性でありますと、そのことについて裁判所は正に法の支配を貫徹する觀點から、法律上のあるいは法の支配における真理とは何であるかということが確定をさせる。その意味において、科学といふものがこの社会の統治において欠かすことのできない今日、何が科学的真理であるかということをやはりその権威ある機関が判断あるいは見解をきっちりと示していくということがやはり重要なんだということだと思います。

午前中の議論聞いていてやや違和感がありますのは、提言というお言葉をお使いになる、これは私ちょっと違和感がございます。もちろん、いろんな提言はしていただきたいと思います。しかし、提言で済む話なのかと、とどまる話なのかと。

審議会というのがあります、政府の審議会。これは正に諮問に対しても政策提言をする、そして提言を採択をして政策につなげるかどうか、これは最終的に政府機関が判断をするわけでありますが、學術會議というのは政策提言機関にとどめられてきたくないというの私が主張でござります。正に先ほど申し上げましたように、知性国家によつて欠かさることができない科学的なそのものが大変多かつたわけでございますが、こういったものが政府として必ずしも財政面等で実現していく、あるいはきつと社會にその科学的な真理というものを伝えていく、表明をしていく、ジヤッジをしていくという私は機能という観点か

うに思つております。その観点から、私は、この五十年間の學術會議のお仕事を、もちろん大変なボリュームでありますから全部はフォローすることはできませんが、かなりいろいろな勧告でありますとか声明でありますとか報告を見させていただきました。大変な

第一期から大体第十一期、ぐらいまでは極めて熱心に出されております。例えば第五期、昭和三十五年から昭和三十八年が第五期であります、四十七件の勧告が出されている。その後も、二十九件とか二十七件とか、第十一期まではあるいは毎年十本以上の、あるいは時としては二、三十本出でいる。それが、平成になつてから毎年一本か二本なんですね。十八期、十九期に至つては勧告ゼロと。

果たして、この第五条で定める正に一番重要な勧告、それが十八期以降ほとんどその活動がなされていないということは私は大変残念な事態だと思いますが、その理由、あるいはそのことについてどういう認識を持っておられるのか、お答えを賜りたいと思います。

○政府参考人(吉田正嗣君) 先生御指摘になられましたように、昭和二十四年の學術會議の設置以来、昭和三十年代から四十年代にかけまして非常に多くの勧告、要望等を政府に対して行つてまいりました。しかしながら、当時の勧告、要望などが、予算の増額、研究予算の増額あるいは研究機関の新設といったようなもの求めるという内容のものが大変多かつたわけでございますが、こういったものが政府として必ずしも財政面等で実現は容易でないと、そういうものが含まれておりました。そういう問題があつたという認識を持つておるわけでございます。

形式としては、勧告、様々な形式があろうかと思ひますけれども、大変重要な機能を果たしていくことによつて、これが一つの目的であります。このことによつて、車の両輪論というものが議論されていますけれども、大変重要な機能を果たしていくことによつて、車の両輪論といつたものが述べられております。

○鈴木寛君 先ほどから車の両輪論というのが議論されています。これ、総合科學技術會議の報告書、答申には車の両輪論といつたものは述べられているんですね。しかし、平成十一年にお出しになつた日本學術會議の自己改革についてという声明文では車の両輪論は述べられておりません。

真に必要なものに絞つて行おうということに努めたことから数については減少してきたと、そのように理解いたしております。

これはどういうことかといいますと、これは学術会議の方々も恐らくは私の意見と相当同じポジションに立つんだと思いますが、車の両輪というのは、これは並列ということあります。これは有馬先生がおっしゃった。だけれども、しかも提言というのは、まあ提言聞こうじゃないかと、そして、まあいいのがあればやろうじゃないかと、それは提言であります。

しかし、学術会議は車の両輪の片つ方じゃないんです。その上という言い方はおかしいかもしれないけれども、正に勧告と提言はこれは本質的に違う話であります。正に日本の科学的真理のオーバーリティーとして日本国あるいは社会全体に対する責任を果たしていくと、そして政府に対してもきっちりと意見を言っていく、社会に対しても意見表明をしていく、これが声明をしていく、声明を書いていく、それが声明であり勧告でありまして、このところを私は、法律作つておられる方は当然法律の専門家でありますから、これは意識的に混同しているんだといふふうに思うわけあります。でありますから、提言ではなくて、やはりきっちりと勧告というものをもう一回復活させていただきたい。

現に、学術会議がおまとめになつた声明では大変そのことを自己分析、ある意味で自己総括をされ、勧告の件数が少なくなつてているということをきつとこの自己改革の中に書かれていらっしゃいますし、様々な政策の形成に役立つ科学的知見を政府に提供する方向や、国民のニーズに応する方向での審議には特別な注意が払われてなかつた嫌いがあるときつと総括しておられるんです。ですから、学術会議の総括は、私は極めて確な総括だと思います。

しかし、問題はそこからであります。その総括がこの法案にきつと生かされているのか、反映されているのかと。その間に総合科学技術会議の答申が入ることによってそこがやや骨抜きになつていて、あるいはそこが内容的に変質をしているということを私は大変に問題だというふうに思つてゐるわけでございます。

更に申し上げますと、総合科学技術会議の報告書は、日本学術会議の役割というものを私はやや小さ化しているんじやないかと思います。

この法律の第二条では、私は学術会議、二つ大きな使命があると思うんです。もちろん、二つとか三つとかつていろんな分類がありますが、一つは科学の向上発達を図る、これはもちろん今までも、これからもきっちりと議論されると思います。しかし、もう一つ極めて重要なのは、今朝も原子力について有馬先生から御議論がありました。正に行政、産業、国民生活に科学を反映浸透させるという目的、これは極めて重要な目的だと思いますが、を日本学術会議は担つてゐる。

じゃ、その日本学術会議が正に行政に対して、産業に対して、国民生活に対して、科学的なこの見識、正に先ほど自己総括されていたところ、この部分というものが特にこの平成になつてから極めて弱体化していると。この問題意識を日本学術会議と我々は共有するわけですが、しかし、そのことがこの法案審議あるいは法案の中身あるいは法案を取り組もうとしている政府にそこまでの気概といいますか志というものがまだ残念ながら感じられないわけであります。私はせつかく二十数年ぶりの改革をやるその意義はここにあると思いますが、いかがでございましょうか。

○國務大臣(茂木敏充君) 貴重な御意見として謙虚に受け止めさせていただきたいと、このように思つておりますけれども、今回の法案の改定のベースになりました総合科学技術会議の日本学術会議の在り方についての提言、この中でも、委員も御案内のとおり、日本学術会議に求められる機能として三つの機能と、その中の一つが政策提言機能であり、二つ目が科学に関する連絡調整機能、これは科学者の間のコミュニケーションの集約であつたりとか各国の科学者との連携、交流が入つてくると、そして二番目に社会とのコミュニケーションの機能と、こういうのを明確に提案をさせていただいておりまして、恐らく一番

目の政策提言機能の中でも、政府に対しても科学的、中立的な提言を行うと、その中には委員御指摘の勧告であつたりとかそういうものも入つてくると思いますし、提言といいましても、単にその、何というか、物をこうですよという中には当然科学者の専門的な立場から見解を示すと、こういうものも入つてくると思つております。私もそれでも、数だけいましても少ないなど、こういふふうには感じます。ただ、じゃ数が多ければそれだけでいいのかといいますと、そういうことでを通じてしっかりと提言が出されると、そういうことを期待いたしております。

○鈴木寛君 是非、大臣、お願ひしたいと思いますが、学術会議は時として本当にいい勧告、声明を出しておられるんです。例えば、平成十二年に統合的解決を目指してという声明があります。この中で何を言つてゐるかといいますと、要するに、物質・エネルギー志向から脱物質・エネルギー志向へ根本価値の転換を図り、人間としての自覚に基づいたより豊かな人間性を確保する、より多様な内容を持つた新しい価値観の醸成を図る必要がありますという提言をしてゐるんですね。これはすばらしい提言だと思います。そして、今、国会で憲法の議論をしていますけれども、こういうところから私は憲法議論つづめなきやいけないと思う。

要するに、学術会議のこうした声明、勧告をより権威あるものにどうやってしようかという議論が午前中から続いているわけであります、それほど思つてゐる。こうしたものを政府の側がいかに本当にこれを尊重して受け止めて、そしてそれを政

府の政策立案、政策形成の中に取り込んでいくかはひとえに、こうしたものを政府の側がいかに本

りますが、脱物質・エネルギー志向の時代の新しい価値観を前提に果たして日本の初等中等教育の学力問題議論がなされているかと、これは我々も含めてありますけれども、もつともっとこういう知からの提案といいますか、正に知をきつと尊重をしていかなければいけないのではないか

というふうに思つております。

今日は学術会議の黒川議長にも来ていただいておりますけれども、御感想あればお願いを申し上げます。

○参考人(黒川清君) おっしゃるとおりだと思います。

私、外国で生活したのが長くて、二十年前に日本に帰つてきておりますが、そうして見ると、やはり日本の社会の在り方その他についても、やはりこれから二十一世紀の知の輝く日本というのは、何も経済復興だけではなくて、新しい方向を模索すべきだと思つております。

実は、二十年前の学術会議の改正についても議事録その他を読ませていただきますと、やはり時代は随分変わってきたなと思つております。そういう意味からいって、教育の環境の今おっしゃつた報告も実は国際的には非常に評価されておりまして、その後いろいろな会員がその外国のアカデミーに呼ばれて、この報告についてのいろいろなヒアリングとか意見を聞かれたといふことも聞いております。そういう意味では、全地球的な規模での検討が非常に中長期的に大事ではないかと、それはやはり学術会議のようなボディーの責務だと思っております。

実際、そのような動きが世界的に動いてきているのはここ数年でありますと、二〇〇〇年には学術会議がホストをしました国際アカデミーのパネルというのができまして、九十か国のアカデミーの連合体ができ、それの下に今度十五か国のイン

ターアカデミーカウンシルというのができまして、つい先月の、二月の五日に最初の報告書、特に南北問題の底流にある教育、人材の育成という

ことについて、これは国連の本部でナンセンス事務総

長がホストをされまして、全大使を呼んでプレスリリースをし、各国のアカデミーは是非この一部でもインプリメンツできるようなことを考えてほしいということで、今担当の政府あるいはそこといろいろ相談しているところでございます。

二番目にはアフリカの食料問題を今年六月に出す予定になつておりますので、このようなことも学術会議の一つの現れとして国際的に非常に今注目を集めておりますし、さらに、エネルギー問題も去年十二月にやつておりますけれども、この辺もありますので、これから是非、私どもも科学者一同、国際連合で非常に動いているというところでありますので、これから是非、私どもも科学者一同、ユニーク全体がアジア、世界に向けて発信するようなメカニズムと、政府当局にも是非連携を強めていきたいと思っているところでございます。

○鈴木寛君 どうもありかとこうございました 是 非頑張つていただきたいと思います。
私が引き続き提起したい問題は、今日、文部科

学省もお見えだと思いますが、これも午前中、有馬先生からお話をありました、日本の学界というものをもつともっと活性化をしていただきたいと。特に私の問題意識は、私は、情報社会論とか知能社会論という講座を、これまである大学では総合政策学部ある大学では法学部、ある大学では教育学部、こういう、同じ講座名なんですけれども、いろんな学部で担当をしてまいりました。そうした私ないしは私の仲間の日本の学界の現状に対する問題意識なんですが、れども、やはり日本の学界というのはまだまだ硬直的といいますか、何もそれは硬直的であることを批判するつもりはありません。しかし、今、科学というのは本当に何百年に一回かの大きなパラダイムシフトを迎えていると。要するに、今日、哲学の話がありましたが、本当に哲学的、思想的な次元で大きなパラダイムがシフトしている、あるいはそのことを日本がリードしていくみたいというふうに思います。

そういう観点から考えたときに、やはり日本の

学界の現状は、もちろん例外はいろいろあります
が、午前中に有馬先生が総括していただいたように
に、オールドバラダイムで大変な業績を収められ
た方がやはり大ボスとしていらっしゃる、そして
その一つの集まつておられるのが学術会議である
という実態は私は否めないと思います。
日本が引き続き二十一世紀、正に知の世界で世
界をリードする存在になるためには、ニューバラダイ
ムの科学の進歩にどれだけ貢献するかとい
うことが極めて重要なというふうに思つております
して、そういう意味でも、何も若い研究者と言つ
つもりはありません、若くともオールドバラダイ
ムの若い研究者も一杯いますから。そういうこと
じゃなくて、ニューバラダイムを、あるいはそういう
う領域で頑張つておられる研究者、あるいはそ
ういう領域を開拓していかれようという若き志を
持つた非常に経験豊かな、年齢的にはもちろん若
くなくとも結構なんですかれども、そういう正に
バイオニアというものがこの日本の学界というも
のを活性化していく。そのため、私は、学術会
議の在り方も、あるいは学界、正にアカデミーで
すね、広義の意味での日本の学界の在り方とい
うものをもう一回点検をし、そして今回の議論にも
反映をさせていかなければならぬというふうに
思います、が、学界の活性化、特にニューバラダイ
ムに対応した日本の科学技術振興の在り方につい
て、文部科学省、お答えをいただきます。
そして、同じ質問について学術会議がその
ことにこたえているのかどうか、お答えをいたただ
きたいと思います。

したがつて、御承知のように、平成十三年に開催された議決定されました第二期科学技術基本計画においては、ましても、若手の研究者がその能力を最大限発揮できるよう自立性を確保し環境を整備することと、こううたつてているわけでありまして、その具体的な案としまして、ポストドクターに対する支援、あるいは研究費に対しましての補助金の制度、こういうところを年々拡充してきているところであります。特にボスドクにつきましては、前年比、これは実質になるかもしませんが六億円増の百三十九億、これを十六年の予算として皆さんに御承認いただいたところでありますし、さらに科学研究補助金としまして前年度比三十三億円を超える増額を果たすことができたわけであります。

ントの八七年の持続可能な社会への呼応したアメリカのアカデミーの報告書、ヨーロッパの報告書、それに対応して私どもが二年前に出しましたけれども、これも会員じゃない人も何人か入つておりますまして、そのようなメカニズムですね。是非このボディーをもつと機能的に、国の中で政策提言をする、あるいは学術の大きなコミュニケーションからの認められるようなボディーにしていくのが我々の責務だと思っております。

○鈴木寛君 正に日本が知性国家になれるかどうかは黒川会長を始め皆様方の双肩に掛かっていますので、是非御健闘をお祈りしたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。

○委員長(北岡秀二君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、佐藤泰介君が委員を辞任され、その補欠

○山本香苗君 公明党の山本香苗です。
本日は、黒川会長にお越しいただきまして誠に
ありがとうございます。また、茂木大臣、初めて
今回質問をさせていただきますので、どうぞよ
ろしくお願ひいたします。
早速質問に入らせていただこうと思うわけなん
ですが、もう今日午前中から、また今、鈴木先生
の御質問と、非常にアカデミックな質問が統いて
きているわけなんですねけれども、今回の改正、午
前中のお話をの中にもありました目的規定は触って
いないわけでございます。じゃ、今回の改正で一
体何が変わるかという話が衆議院の中でも質疑
応答、答弁あつたわけなんですねけれども、今回の
改正によって日本学術会議、これが眞の科学者の
代表機関となるんだということをございますが、
この眞の科学者の代表機関となるということは現
在の日本学術会議がどう変わることなんんで
しょうか。また、今回の改正、これは会員の方々
のみならず、科学者の皆さん方はどう受け止めら
れているかしやるのか。その二点についてお伺い

いたします。

○政府参考人(吉田正嗣君) 今回の改革によりまして、日本学術会議が我が国科学者コミュニケーションの代表機関としての役割を真に果たしていくというふうに考えておるところではございまして。そういうふうに考えておるところではございます。そういたしまして、科学者の知見を集約し、科学の発展や社会の諸課題の解決に貢献していくというふうなものでございます。

今回の改革では、特に具体的には政府への政策提言を行う機能、あるいは科学者間の連絡調整機能、社会とのコミュニケーション機能、こういったものをこれから十分に發揮していくということによりまして、科学的観点から次代を先導していく役割を果たしていくことが求められております。このため、学術会議の会員の選考方法、組織、運営、所管等について改正を行うものでございます。これまでの選考方法、学会、学協会からの推薦によっておりましたが、個別学協会の利害に影響を受けがちであるということで、今回、選考方法についても改正することにしておるわけでございます。

○参考人(黒川清君) 確かに、今までの機能をどのように發揮するかということについては、広報機能もそうですね、科学者コミュニケーション全体が社会に一体何をコミットするのかという意味がはつきりしないというところに問題があるのではないかと思っております。実は、そういう意味では、最近は、この間、日本からの情報発信というシンボジウムもやつておられますけれども、それも今度、三月のサイエンスに全面一ページ報道されるぐらいの知名度になつておりますし、先日の衆議院のヒアリングはもうネイチャーに三分の二ページ割いて報道されるぐらいに日本の活動が現在注目されているところでありますし、現在来月行なわれますけれども、アジアの学術会議というのも学術会議が中心になつてやつておりまして、これから成長するアジアについて、どのように、環境問題その他に科学者の連合がどのような提言ができるかということで、

今回、多分、一つ報告書ができ上がってくると思つております。

そのようなことからいって、この活動が、実は教育についての科学者コミュニケーションの役割は非常に大事だというものがアジア学術会議からおとどけの世界国際環境サミットで認められまして、国連で去年、科学者コミュニケーションと教育者というのが一つのステークホルダーとして認められて文書に出るというような活動をしておりまして、その国内だけではなくてアジアあるいは国際社会での貢献が非常に期待されているということを皆さんにもつともっと意識してもらおうという活動をしているところでございます。

○山本香苗君 国内外でそういう活動をきちっと認知されてプレステージが上がっていくことを私は望みながら、今日改正案について具体的に御質問させていただきたいと思っているわけなんですですが、今回、午前中にお話ありましたけれども、所管が変わるとお話をございます。総務省から内閣府に移ったところで行政機関というところは変わらないわけでありまして、そこで皆さんがある、意見が述べられるためには、中立的でかつ独立的な場で専門家としての提言ができるのかといふところが非常に懸念があるところなんだと思います。

そこで、三条には独立して職務を行うと書いてありますけれども、実際、この日本学術会議の独立性、中立性を今後どのように担保されていくのか、またあわせまして、総務省から内閣府に変わることによるメリットにつきましてお伺いいたします。

○國務大臣(茂木敏充君) 午前中からの議論であります。参考人(黒川清君)の意見申出では、日本学術会議としての主体的な改革を進め、政策提言機能等、期待される役割にこたえていただきたい、それが政府側からの要望でありますから、そういう提言がなされることを期待しているわけであります。

ここで難しいのは、独立性の担保とそれから政策提言が実際に実行できると、こういうこと、相反する部分といいますか、あるわけでありまして、ある程度やはり政府との連携を強めなくちゃならない。それによつて政策提言というものが実現していく必要があると。しかし、それは政府とはまた違つた機関であつて、きちんと独立を保つていく、こういう組織的な位置付けが必要なんではないかなと、こんなふうに考えております。

今回、内閣府に移ることによりまして、総合科学技術会議、こちらはトップダウンで正に政策決定、政策立案を行つていく機能を持つわけであります。一方、こちらの学術会議の方は、科学者のコミュニティの意見を吸い上げてボトムアップ型で政策提言をしていく。その二つの機関が同じ屋根の下で連携を取つていく、このことが今後実際に政策提言も具体的に政府の政策に生かされていく、こういうことになつていくと期待をいたしております。

○山本香苗君 ありがとうございます。

そういう形で、メリットを更に生かしていた

だく形で連携をしっかりと取つていただきまして頑張つていただきたいと思うわけなんですが。

今回、今、内閣府の方に移るという話でございまますけれども、平成十五年二月に出された総合科学技術会議の意見申出、今回の改革後十年以内にまた新たに日本学術会議の在り方を検討するための体制を整備して、評価、検討を行い、客観的に行い、結果を踏まえ云々とあるわけでございますけれども、今後、総合科学技術会議としてははどういう形で評価、検討を行い、客観的に行い、結果を踏まえて、どういう形で在り方を検討していくか

見えております。

○参考人(黒川清君) これにつきましては、これ

からの日本の国の在り方が止に国際的な枠組みで

ていただいているところであります。また、提言を受け取る側からして、偏った提言でない、やはり科学者の専門的知見に立つて中立的な提言をしたい、そのため、それが政府側からの要望でありますから、そういう提言がなされることを期待しているわけであります。

こういった点からして、今後の見直しにつきましては、日本学術会議が自ら行う改革の進捗が基礎となるべきであります。同会議自らが中心となり改革に関する考え方を打ち出していくことを望ましい姿であるというふうに考えております。また、意見申出におきましては、今後十一年以内に新たに設置するための体制を整備してこられる設置形態の検討に当たりましては、これらの点が基本に据えられるというふうに考えております。また、意見申出におきましては、今後十一年以内に新たに設置するための体制を整備してこられる設置形態の検討に当たりましては、これらは変わらないわけでありまして、そこで皆さんが御懸念されているのは、やっぱり自由潤滑に話せる、意見が述べられるためには、中立的でかつ独立的な場で専門家としての提言ができるのかといふところが非常に懸念があるところなんだと思います。

こういった点からして、今後の見直しにつきましては、日本学術会議が自ら行う改革の進捗が基礎となるべきであります。同会議自らが中心となり改革に関する考え方を打ち出していくことを望ましい姿であるというふうに考えております。

こういった点からして、今後の見直しにつきましては、日本学術会議が自ら行う改革の進捗が基礎となるべきであります。同会議自らが中心となり改革に関する考え方を打ち出していくことを望ましい姿であるというふうに考えております。

こういった点からして、今後の見直しにつきましては、日本学術会議が自ら行う改革の進捗が基礎となるべきであります。同会議自らが中心となり改革に関する考え方を打ち出していくことを望ましい姿であるというふうに考えております。

見具申では、日本学術会議としての主体的な改革を進め、政策提言機能等、期待される役割にこたえていただきたい、それが政府側からの要望でありますから、そういう提言がなされることを期待しているわけであります。

○政府参考人(林幸秀君) 総合科学技術会議の意見申出では、日本学術会議としての主体的な改革を進め、政策提言機能等、期待される役割にこたえていただきたい、それが政府側からの要望でありますから、そういう提言がなされることを期待しているわけであります。

○参考人(黒川清君) これにつきましては、これ

問われているときが来るだらうと思つております。

そういう意味では、現在、例えは十八期だけを見ても、例えはこの科学における不正行為とその防止というような分析の結果、あるいは中国へ残してきた遺棄化学兵器の処理問題、その他についての提言というのは、提言といいますか、その報告書というものは、ある意味では、政府がそのまま中から出すというよりは、むしろこういう学術會議のようなところから出ます。じゃ、その報告書は実際に政策にインプリメンツされるかどうかは、やはりアメリカ、イギリスなんか見てみますと、その報告書はあくまでも二ユートラルであります、常にインターネットその他で報告書がだれにでも見られるようになっている。

それが五年、十年後になつてどのように政策に取られたか、あるいは取られないかということによつて国の形がどう変わつてくるのかということをやはり評価されているわけでありまして、あくまでも国民のための科学者コミュニティーということも評価していただけるよう活動をしているつもりでありますけれども、更にそれを一層強化すべきであろうというふうに思つております。

○國務大臣(茂木敏充君) 理想的な形としては、歐米諸国のアカデミーのような独立の法人、これが可能牲として私も考えられるんだと思つております。正に今回の改革、そういうものに向かっていくためのベースを作るといいますか、これららの定められました十年間の中で、学術会議がいかに自己改革を図り、そして、今、黒川会長おつしやるような活動の中で学術会議自体が重みを持つ、そして学術会議の提言が更に重みを持つ、こういう活動をしてくれることを期待をいたしております。

○山本香苗君 失礼いたしました。先ほど総務省といふのは内閣府の統括官、申し訳ございません。済みません。

次の改正のポイントの一つとして選出方法、一

したが、前回の改正のときもこの選考方法を変えたわけでございます。

今回この選考方法を新たに変更せざるを得なくなつたと判断した理由、背景について御説明ください。

○政府参考人(吉田正嗣君) 総合科学技術会議の意見具申では、日本学術会議は、科学者コミュニティーを代表して、総合的、俯瞰的観点から活動するため、個別学術研究団体の利害から自立した科学者の組織となることとされております。また、科学的水準の高い提言を行い、その権威を高めて社会に貢献していくために優れた科学者を会員とすることが重要とされています。

このため、科学に関する優れた業績を有し、か

つ科学者コミュニティーの代表機関としての日本学術会議の使命と役割を十分理解しておられる科学者を会員とするために、現行の学術研究団体からの推薦に基づく選出方法を見直し、欧米諸国とのアカデミーで行われております現会員による選出、いわゆるコオブプレーションを基本とした選出方法に改めることとされています。

今回の会員選考制度の改革は、この意見具申を受けて、日本学術会議自らが優れた研究又は

業績がある科学者のうちから会員候補者を選考することとします。

○山本香苗君 今回この選考方法が変わるとい

う意味では、二十年前の改革では各学協会から選ばれるとなるとどうしてもそういうふうな意識が出てきますし、しかも、どうしても、自分の背景の学協会の利益というわけではありませんが、そういうどうしても発想が出てきますので、むしろやはり個人の資格というのをどういうふうに認定するのかという話で、そういう意味ではイギリスやアメリカの長い間の歴史を持つたところのアカデミーの会員の選出の方法というのは大変参考になると思っておりまして、現在、両副会長がアメリカのナショナルアカデミー、多分あした訪問すると思いますけれども、それを更に確認しながら、後で見ても非常に開かれた公平なプロセスを築いていくのが我々の責務だと思っております。

○山本香苗君 そのいわゆる新しい選考方法の成否を担うというのが一回目の選出ではないかと思うわけなんですねけれども、この日本学術会議会員候補者選考委員会、これの構成員とか選考方法、基準つて、いつまでに作つていつごろ選考を行う

うな意識なんか変えることができるような選考方法になつてはいるんでしょうか。

○参考人(黒川清君) 実は、十七期、十八期で各

国のアカデミーの機能、会員の選出方法、それから歴史的な背景、それから科学技術政策へのかかわり方その他のについてかなり勉強させていただき

ました。そうしますと、もちろん国の歴史、社会的な価値観ということがいろいろ反映されておりまして、いわゆる今の西洋科学というのは十五世纪からの、後半から起つてきたいわゆるルネッサンスの背景を持っておりまして、一番古いアカデミーがイタリアのリンチエニアカデミー、一六〇六年にできておりますし、イギリスのロイヤルソサエティーが一六六〇年と。そういうような歴史がある西洋のルネッサンスを背景にした国と、まだ明治維新から百四十年たつていない日本といふのは、近代国家になるプロセスではかなり違います。それは、近代国家になるプロセスではかなり違います。

○山本香苗君 初回も大事なんですけれども、初

回も二回目もいわゆる選定の前提として会員候補者に関する情報を収集するということになつていて、約一年半近い期間を掛けまして新しい会員を選考していきたいと考えております。

○山本香苗君 初回も大事なんですけれども、この情報収集といった

ときには、国内のみならず国外、また民間シンクタ

ンク、いろいろなところからいい人がいるかつて探すと思うんですけれども、これはきちんと体制

が整備されているんでしょうか。

○政府参考人(吉田正嗣君) 初回の会員選考ある

いは二回目の会員選考の具体的な方法につきまし

ては、例えば初回でありますと、この選考委員会

ができまして、その選考委員の皆様が具体的に検討されるものでございますけれども、この会員候補者に関する情報の収集というものは非常に重要な事項でございます。このために、幅広く情報を収集いたしまして、また会員候補者選考委員会におきましては専門委員を活用するなどによりまして選考作業をしていきたいと考えております。

○山本香苗君 この情報収集が非常に大事だと

思うんです。そこで上がつてこなかつたら何か上

にも上がつてこないわけでありまして、きちっと

この体制を、単に下から上がつてくるのを待つてのいうんじやなくて、積極的に探すというか、情報収集に努めていただきたいと思つております。

○山本香苗君 先ほどちらつと連携会員という言葉が出てまいりましたけれども、今回、二百十名の会員の方に併せて連携会員の方を新たに置くということなん

ですが、以前、研究連絡委員会の委員というのがありました。これとどう異なるんでしょうか。ま

三日) 取前二語三三之二六、參與守一詩宜之得一

た、連携会員としてイメージされているのはどう

いう人か。連携会員というのは会員の職務の一部を行わせるということなんですねけれども、この一部というのは具体的に何を指すのでしようか。

○政府参考人(吉田正嗣君) 現在は研究連絡委員会というのをございまして、その委員会に研究連

絡委員といふ方々がそれぞれ所属して、その研究会連絡委員会の学問領域あるいは課題に関して調査審議等の活動をされておられるわけでございます。

今回新しく設立します連携会員は、緊急の課題や新たな課題に迅速・柔軟に対処するために、科学の課題別に設置される委員会におきまして会員とともに日本学術会議の活動を担うものでござります。ということで、この連携会員もまた優れた科学的な業績を有する方になつていただだくということで考えております。

会員と連携会員の差異は、一体として活動するものでございますけれども、総会への出席でありますとか、そういうものにつきましては連携会員は含まれないと、そういった差異はございま

幹事会、これに具体的にどのような職務、権限が委任されるんでしようか。総会どこの幹事会、この役割の違い、ダメケ、役割をどういうふうな形で分担されているのか、されることになるのか、その点について具体的にお答えいただきたいと思います。

具申の趣旨を踏まえまして、緊急時に時宜を得た政策提言を行うと、そういうことを可能にするために、緊急時における委員会の設置でありますとか、あるいは意思決定、緊急時における提言等の意思決定、そういう事項について幅広く委任をしていくことになるものと考えております。

また、総会におきましては、例えば会長の選出でありますとか新会員の選考等の組織上の重要な事項、そういうものを取り扱っていくという区分であります。

全ということについての二国間協議がされましたけれども、そのときに実はアメリカのアカデミーと私ども学術会議がそれとはパラレルに一つのコミッティーのスタディーをやろうということになつております。現在、そのディーテルを打合せに行つてはいるところであります。そのようなことはやはり国ではなくて科学者コミュニティー博士がある程度自発的にやる活動だということを皆に知つてもらいたいというのが、この方策の一つの理由であります。

には、やつぱり中にいるしゃの方々があ
学術会議に入つたことが誇りだなと思えると、
りたい、あそこに入るために頑張ろうとか、そ
ういう何か前向きなものがないといけないと思つ
けなんです。そのためには、やつぱり日本学術会
議というもののアカデミープレスティージをす
く高めなくちやいけないという非常に大きな大き
な課題があるんではないかと思うわけなんですが

それがどうもう一つは、学術会議の会員（元会員）たちが、五月にやりますけれども、それぞれの地元での小学校・中学校の教育、あるいは地域でのいろいろな社会的な貢献について自分たちでやろうというその運動の提言をしまして、財界その他にも呼び掛けようと思つておりまして、これを基盤にするとみんな、科学者、若い人たちもみんなですけれども、そういう社会活動に自発的に参加

れども、今後この課題についてどういうふうに取り組まれるのか、最後にお伺いします。

○参考人(黒川清君)　おっしゃるとおりだと思いますが、二十一世紀を迎えて我々はどんな問題を抱えているかといえば、日本の計画に書いてあるますが、現在もう六十三億人いる人間があと五十年したら九十億人超えると。環境の劣化、エネルギー、水・食料、そのような問題があつて、決して一国で解決できるような問題ではありません。さらに、南北の格差が更に広がつて、六十三億

い　取　人　し　ル　十　り　を　い　す　れ　ば　と　提　言　を　次　か　ら　次　へ　と　出　す　こ　と　に　よ　つ　て　や　は　り　科　学　者　コ　ミ　ュ　ニ　テ　イ　全　体　が　、　あ　あ　、　学　術　会　議　は　そ　の　よ　う　な　レ　ス　テ　イ　ー　ジ　が　あ　る　ん　だ　と　い　う　よ　う　な　こ　と　を　見　せ　て　い　け　れ　ば　と　考　え　て　い　る　こ　と　で　ご　ざ　い　ます。

○山本香苗君　是非ともそういふった方向で頑張つていただきたいと思うんです。

私も外国で留学していたときに、やっぱりアカデミーという形で、から出ているとなると、そこ

のうち八〇%は低開発国あるいは開発途上国に
るわけで、この問題をどうするかというのは、「
とか産業、企業だけでは解決できないのは明らか
であります。そういう意味では、先ほどから伝
えていたようなその国際的な枠組みの連合が急に
きてきたというのは実はそういう背景があるわ
で、そういうことからいうと、我々がどんなア
ップルトを出すかというのが期待されているわ
だと思います。

実は、この間の衆議院でもありましたけれど、
も、最近、アメリカと日本と、科学技術と国との

く信頼性が高い、評価が高い、そういうものの感覚が日本に帰ってきて、済みません、不勉強だったもので余り提言等読ませていただいていたが、かつたんですねけれども、いろんなこと、今回こういった法案の審議をするに当たりましていろいろと読ませていただきました。これからもしっかりと読ませていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○林紀子君　日本共産党の林紀子でございます。
今日はまず、参考人としておいでいただいておけ

ります黒川会長の方にお話を伺いたいと思いま

す。

学術会議の機能として、科学者の代表であること、代表制というものが一つの柱になつてゐると思いますが、今回の改正では、七部制から三部制にする、定員もあらかじめ定めないやり方に変更する、こういうことになつています。しかし、会員が人文・社会科学から医学まで総合的に広い学問分野から選出されこそ学術会議の代表制というのも確保できるのではないかと思います。結果として特定の学問分野に偏るというようなことはないでしようか。

〔委員長退席、理事亀井郁夫君着席〕

○参考人黒川清君　これは、総合科学技術会議の答申を受けてこのような、私ども十八期に随分議論しておりまして、外国にも随分参考に、資料集めを行つておりますが、これはあくまでも選出されるその道筋であると考えております。定員を決めてしまうと学問の変化その他に自発的に自分たちで対応できないことがありますのでこのようにしているのが一つということであります。

もう一つは、会員がやはり、学協会ではなくて、そのような今までの業績のメリットによってお互いに選んでいこうというようのが従来の、海外では普通なのでありますて、そのようなことによつてむしる、先ほどから出でているような、ああ、あのような人たちのグループがあのよう活動しているところに参加しようというような意識を醸成できなければと思つております。

そのような意味では、今回の改正案は、研究連絡委員会のような何となく上下的な構造ではなくて、むしろ連携会員というそ野を広げながら、会員という二百十名の定員のところはむしろ運営するような母体であると、もっとそ野を広げようという趣旨と取つておりますので、そういう意味では、大いに我々が活躍して社会の要請にこたえられるようなメカニズムができてきましたといふうに認識をしておりまして、会員にも、これから

は我々の社会的責任が問われるようなメカニズムになつてきただいたことを話しているところです。

○林紀子君　次の質問は、今までに出たところですけれども、十二期以前というのは勧告や要望などがたくさん出されております。内容も、午前中お話をありましたが、原子力の平和利用三原則とか、それから南極観測に日本も参加すべきだといふことを私も午前中の論議の中でもよく分かりました。

ところが、十二期を境に十三期目からは、勧告、要望などが目に見える形で減つてているわけですね。先ほど事務局長からお話がありましたので、このような差がどうして出ているのか、会長さんの方からも伺わせていただきたいと思います。

〔委員長退席、委員長着席〕

○参考人黒川清君　昭和二十四年に設立されたときのこと、それからその後のいろいろ実現された提言につきましては、午前中に有馬議員から随分、専門家でございまして、伺つたところかと思ひますけれども、実は、その会員の選出の方法が当時の社会をあるいは反映しまして、どうしても

会員の選出方法の、立候補する科学者が少ないということがありまして二十年前の大改革になり、それからいろいろ学協会を背景にして会員が選出されたようになつたんだろうと思つております。会員の選出方法の、立候補する科学者が少ないということについては非常に重いものもありますが、だんだん増えていますと、その立場上、実際、政策実現ができるのか、中のプライオリティーはどうなのかというようなことについてもなかなか自分で調整できなかつたんではないかというようなことや、実現の可能性についてはいかがなものかというような話もあつたようになります。

このような状況に陥つたことがありまして、必ずしも勧告あるいは要望よりも、実現の可能性を十分に考慮しているということを、それから国際化の、最近数年はそうですけれども、総合科学技術会議がどのような政策を出しているのかということも増えておりまして、そのようないろいろなアクター、因子がありまして、報告書がどんどん届けするかということとの戦略には少し欠けていたんじゃないかと私どもは現在反省しているところです。

〔理事亀井郁夫君退席、委員長着席〕

○参考人黒川清君　今お話をありましたように、十二期と十三期の間というのがその選出の方法が変わったということなんですね。先ほど、午前中、事務局長さんからのお話では、第一線の科学者がなかなか選ばれなくなつたというようなお話をあつたわけですから、ちょっと素人考えに考えますと、じゃその後、第一線の科学者が選ばれるよ

うになつたんだつたら、もっと活潑化してもうといろいろそれこそ役に立つ提言というのが行われてしかるべきであつたのではないかなど。でも、この数字からはそのことは考えられないでの、やはり直接投票による公選制というものがなくなつてしまつたというのが一つ大きかつたのかなといふふうに思つた次第です。

しかし、今、会長の方からもお話をありましたように、十三期以降は研究連絡委員会などの審議結果を取りまとめて報告という形で意見の表明が行われるようになつた。ここどころは大変なことになりましたが、だんだん増えてきますと、その立場上、実際、政策実現ができるのか、中のプライオリティーはどうなのかというようなことについてもなかなか自分で調整できなかつたんではないかというふうに表で見せていただいたので、二、三といつてもちよつと申し訳ない

こととも伺つております。

○政府参考人吉田正嗣君　第十八期、これは平成十二年から平成十五年でございますが、そこに

会議がどのような政策を出しているのかというこ

とについて対応できるような機能も現在發揮して

いるところでありますて、そのようないろいろな

件、会長談話三件と、こういったものもございます。

研究連絡委員会に限らず、日本学術会議では特

別委員会というようなものを設置して様々な報告

を出してありますけれども、この十八期の間の主

な報告というものを挙げますと、一つは、午前中

も申し上げましたが、農林水産大臣からの諸問に

応じまして、「地域環境・人間生活にかかる農業及び森林の多面的な機能の評価について」の答

申を行いました。これ平成十三年でございます。

また、我が国が第二次世界大戦終了時に中国に

遺棄した化学兵器の処理事実に関する対外報告であります「遺棄化學兵器の安全な廃棄技術に向

け」という報告を出してあります。これは平成十

三年でございます。

また、平成十五年には、食品の安全を確保するための研究体制の強化、リスクコミュニケーションの促進などの必要性に関する対外報告でございました「食品安全のための科学と安心」のための対話の推進を」というタイトルの対外報告を行つて行なつたところでございます。

○参考人黒川清君　そういう意味では本当に有益な報告というものが出来ているというふうに思うわけですね。

今回の改正でこの研究連絡委員会制度というのは廃止される。そして、研究連絡委員会は、学術会議と学協会を結び付けて、学術会議が、今お示しいただきましたように、社会に様々な提言をしていく上での基盤になつていていたというふうに思うわけですが、こうした内容のある報告を出すといふことは、新たな制度、連携会員制度でも可能になるのかどうか、その辺を会長の方からお伺いしたいと思います。

○参考人黒川清君　学協会との関係というの是非常に大事でございますけれども、必ずしもその縦の関係と会員の選出というようなことはリンクする必要はないのではないかというのが十七

期、十八期の論点でございまして、そういうことがなくとも、ふだんからのそれそのディシプリンの学協会との間を密接につなぎたいということでありまして、そこが連携会員のようなので、すそ野を広げていくというところに目標が一つあると思っております。

それからもう一つは、今、事務局長が申しまして、実は農水相から森林の多面的機能といふ諒問を受けまして、その答申を出してあります。それが去年、カンクンの、WTOではあります。せんが、カンクンに行つたときに、実は農水相はこのようないかん告を学術会議からもらつてゐるんだという話を言つたところ、非常に向こうから一日置かれたという話を帰国されて農水大臣から伺つております。そういうわけで、従来の省の中、役所の中の審議会ではなくて、学術会議に諒問してこういう答申をもらつていますよ。

現在は農水相からまた水産についていろいろな多面的評価といふ諒問を受けておりまして、そのようなことをするが、やはり外国から見てもより健全な国の在り方ということを非常に今評価され始めているんではないかと思つております。そのようなことをすることによって学協会のいろいろな知恵を出していただく、あるいはそれへの参加をいただくというようなこと、あるいは当該の省庁のいろいろな方々とも相談をするといふようなメカニズムを是非築きながら、世界、国際社会でも学術会議の役割が日本の政府の中といいますか、日本の國の在り方として非常に評価されるようにしていきたいと考えているところでございます。

○林紀子君 今のお話で、選出では学協会とはリンクはしないけれども、中身では十分にリンクをしていくんだというお話だったと思うわけですが、それではこの連携会員というのははどういうような形で選ばれていくのか、事務局長さんの方から教えていただきたいと思います。

○政府参考人(吉田正嗣君) この連携会員は会員と一体となつて日本学術会議の様々な活動に参画

していただくわけでございますけれども、これはやはり会員と同様、我が國の優れた科学業績を持つ科学者の方々、その中から選考いたしまして会長から委嘱をすると、そういう形になつてまいります。

○林紀子君 私も、昨年のこの委員会で海洋科学研究連絡委員会の出しました「海洋科学の教育と研究のための船舶不足と水産系大学練習船の活用について」という報告書を基に、海洋科学について質問をいたしました。これは平成十三年に出されたものですけれども、地球環境と食糧の両問題を同時に解決するかぎりを秘めた海洋への期待が高まつて、海洋研究の重要性が改めて強調されているので、その人材育成を急がなければいけない、そのための基盤施設としての教育・研究船が不足をしているというお話なんですね。そして、国立大学水産学部練習船の一部というのが減船されたり小型化されようとしているけれども、その部分の今まである権利といいますか、そういうものを使って、その練習船を教育や研究船へと転換して実習教育に当たつたらどうかというお話で、なるほどなど、いろいろ学ばせていただいたわけですね。

このとき質問をして一番感じたことは、こういう問題がなかなか政府部内では検討をされていないんじゃないかな。これを政府が検討をして施策を進めていきましたら、お金の面でも、練習船を転用したらいいんだという、非常にお金の面も考えた。予算もそんなに掛からなくて済むような提案をなさつてあるわけですから、これは十分研究に値する、検討に値する、施策としても取り込んでいけるものだというふうに思つたんですが、残念ながらこれは実現はしなかつたわけですね。

政府内部で余り検討をされていないというのが実情じやないかというのが本当に感じたわけなので、こういう姿勢についてまずモダ大臣の方からお伺いしたいんですけども、もつともつとこの政府としては活用していく、そういうことが必要

じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(茂木敏充君)

モテギです、よろしくお願いいたします。

日本学術会議の様々な提言につきまして、今日も午前中からいろいろんな審議の中で、原子力の平和利用の三原則の問題、それから南極観測の問題、また共同利用研究所の問題重要な提言につきま

しては当然政府としてもそれを具体化する、政府の政策に反映させる、そういう努力をしてきたと、こういうつもりであります。

それぞれの報告であつたりとか、それから提言によりまして政府の政策にそのままダイレクトに

なじむもの、それからその基本的な考え方というのを反映をさせて、そこの中で新たに政策を作つていくものの、様々なタイプの私は提言というものがあるんだろうと、そんなふうに考えておりますが、今回日本学術会議の組織が改正をされまして、また機能も充実をされると、そういう中でどんなんいい提言を出していただきたい、それにつきましては政府としても一層積極的に具体的な施策に反映させるようにしていきたいと思っております。

○林紀子君 失礼いたしました。茂木大臣に聞かせていただきましたけれども、政策提言機能を発展させるんだというお話をあつたわけなので、もう一つ私が経験したことでは、今回国立大学が法人化するに当たりまして、労働安全衛生法に違反をしてしまうのではないかという問題が持ち上がりまして、この委員会でも私は質問させていただきましたけれども、そのときも化学研究連絡委員会から出されました「大学の研究室における安全確保と実験環境の改善について」と、そういう報告書を引用させていただいたんですね。

このときは、まとめとして、これまで安全のための経費というのは研究活動には直接結び付かないで、こういう姿勢についてますモダ大臣の方からお伺いしたいんですけども、もつともつとこの政府としては活用していく、そういうことが必要

厳しく求められる、大学教育での実践を通じてこのことをしっかりと身に付け、社会的要請にこたえる学者、技術者を養成する大学の社会的責任は極めて大きいというふうに結んでいるわけです。これは、是非きちんと所管官庁や大学自身がかりではなくて、非常に危険な研修室というのがござります。

○参考人(黒川清君)

これは恐らく、有馬議員はそのころ東京大学におられて、大学院部局化とかいろいろ大学への投資が増えてくるときに、人ばかりではなくて、非常に危険な研修室というのがござりますね。

ですから、こういうことは出ているんですけど、これはそういう意味ではその後の政策にどんどん反映されていると思いますけれども、そ

れ、どこまで十分かというのは別として、かなり大学の方のスペースの問題、非常にもう混雑して、ボスドクが多いとかそういうことはあります。が、その改善していくのは必ずしも学術会議が言つたからというような大問題というのではないのかかもしれません。

それから、先生がおっしゃるように、こういうのを出して、労働の問題、その辺についてはこちらの方の十分に配慮はないのかもしれませんけれども、そういうところは行政に提案をして、いろいろなところが、行政が、各省庁が協力してそのようなことが改善されているんだろうというふうに認識しておりますので、これからもそういう意味では、やはり行政あるいは政治あるいは政府に向かっていろんな中長期的な提言をやはり出すとそういう意味では、今回の改正法案は、大変我々自身にとつて非常に責任の重い、社会的責任を果たす、フリーダムは増えた代わりに我々の社会的責任が問われるんだよということをよつちゅう話しておりますけれども、そういう意味では是非頑張つて、これから日本の将来を担うような若者がそれを通じて元気が出るような学術會議の機能を發揮していくだと存じているところでございます。

○林紀子君 学術會議法の第二条には、科学の向上発展を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とするのを私も今回改めて読みまして、そういう意味ではなかなか行政には反映浸透していいのかなというふうな気もいたしましたけれども、是非学術會議の方といつしましても、私はここに「学術の動向」というのを届けていただいて必要に応じて見せていただいているわけですねけれども、もつともつと、議員に対しましてももちろんですけれども、一般国民に対してこういうことを言つてはいるんだという発信もしていただきたいということも併せてお願ひしたいと思います。

学術會議の改革として、総合科学技術會議の意

見具申では、今回の改革後十年以内にということで、より適切な設置形態の在り方を検討するといふふうに言つておられるわけです。

そこで、学術會議が二〇〇二年の四月にまとめた「日本学術會議の在り方について」の中間まとめですね、事務局長さんにここをちょっとお読みいただきたいのですけれども、このまとめの「4組織・位置付け」「(1)国の機関としての位置付け」、ここでは何というふうに学術會議の方はおつしやつておられるのか、お示しいただきたいと思います。

○政府参考人(吉田正嗣君) ただいま先生がおつしやいました項目の部分でございますけれども、四項目記載されております。

そのとおりに読ませていただきますと、「①現場の科学者を代表する提言は、学術・科学技術をはじめ広く行政を補完するもので、その実効性を確保するためには、日本学術會議を国の機関として位置付けることが必要である。②とりわけ、政策決定に際しての科学的提言の実効性を確保するためには、現行の諸問題・勧告等の制度が重要であり、日本学術會議を国の機関として位置付けることが必要である。③上記Ⅱ」、大きなⅡです

が、「上記Ⅱのよう幅広い活動を行ふとともに内閣総理大臣や各省大臣に対する助言機能を適切に果たすためには、日本学術會議は、国との特別の機関」として、総合科学技術會議とは、相互補完的な関係で連携・協力を「科学技術創造立國」に資する体制とする。④日本学術會議を独立行政法人等の法人形態にすることは、必要性を欠くのみならず、その基本的性格に照らして妥当でない」と記述されています。

○林紀子君 今お読みいただいたところでは、國の特別機関ということで位置付けることが必要だということと同時に、法人形態にする必要性を欠くのみならず、基本的性格に照らして妥当でないというふうに述べていらっしゃいますけれども、その法人の問題につきまして参考資料といふのを後ろの方に付けてくださっていますが、そ

の最後に「独立行政法人等の法人形態の可能性について」ということでまた書いていらっしゃいます。そのところの、その法人の問題のところをちょっとまとめてお示しいただいたらと思います。

○政府参考人(吉田正嗣君) ただいまおつしやいました参考資料の中の独立行政法人等の可能性のところには非常に長い記述がござりますけれども、よろしくお読み下さい。

○林紀子君 そうですね、随分長いので、かつまんで言つていただいて結構ですが。

○政府参考人(吉田正嗣君) 「独立行政法人等の可能性」の中に独立行政法人、それから特殊法人・認可法人等、それから公益法人と、この三種類に分けまして可能性についての記述がされております。

独立行政法人に関しましては、これは国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業を行うものであつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものを行うという性格のものであります。が、学術會議の場合はこういつたものに該当しないのではないかというようなことが書かれております。

それから、特殊法人や認可法人でございますけれども、学術會議は現在職員が六十人程度の小さな組織でございますが、その小さな組織のためにあえて特別の範疇を設けて法人、特殊法人を作ることがあります。

また、公益法人につきましては、日本学術會議は科学者の内外に対する代表機関でござりますけれども、基本的に学術研究団体と異なるような公益法人というような性格の法人にすることは適當ではないんじゃないかと、そういうふうな記述がなされています。

○林紀子君 そうしますと、独立行政法人といふのでは、独立行政法人も特殊法人も認可法人もなかなか当たらないのではないか、今考えられてい

る独立行政法人ということではそれに当たらないのではないかと、それがどう思っているというふうに思うわけです。

今日は会長さんに来ていただいておりますが、戒能副会長もこの「学術の動向」で書いていらっしゃるのを読みますと、科学者コミュニティの代表者である我々は、政界、官界、財界のそのどれとも区別される科学の世界から社会のために提言する固有の任務がある。今日、総合科学技術會議が内閣府に置かれ、科学技術基本計画の策定によつて巨額の科学技術予算を動かしているとき、それは機能も役割も異なる日本学術會議が、長期的かつ俯瞰的な視点から積極的に提言していくことは大いなる意義があると考える。この機関が仮に民間のシンクタンクのようになり、あるいは特定の省の下位機関になつてしまつたとき、その提言をどこが今以上に聞くであろうかというふうに書かれていますので、そういう意味では、やはり国の特別の機関として独立をもつてこれからも存在をしていくことが非常に大事ではないかというふうに思つわけです。

最後に、茂木大臣にお聞きしたいと思いますが、今後の学術會議の改革というのは学術會議自身が、今後は行うべきものだと衆議院の場で答弁をなさつていらっしゃいますが、政府として学術會議自身の検討を見守る、そのことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(茂木敏充君) 正に今回の改革によりまして学術會議自身がどういう機能を果たしてもうかと、こういうことにつきましては、政策提言の機能につきましても、また社会とのコミュニケーションの機能につきましても今まで以上に重要な役割を果たしてほしいと、そんなふうに思つております。そして、そういうふうに思つておりまして、そういう改革の流れ、これにつきましては政府としても見守りたいと思っております。

そして同時に、今後の在り方につきましては、先ほど来様々な議論が出ておりますように、独立の形態、中立性を保つ、その一方で、その出され

案文を朗読いたします。
日本学術会議法の一部を改正する法律案
に対する附帯決議(案)

た提言というのがしつかり政府の政策にも反映させる、させなきやならない、そういう難しい課題を考えているわけであります。学術会議自らも検討していただくというのは当然のことでありますし、政府としてもそういうことについての意見交換をしつかりしていきたいと考えております。

○林紀子君 自らの改革は自らで行う。そして学術会議自身の自主性が守られてこそ独立性というのも守られると、そのことを申し上げまして、質問を終わります。

○山本正和君 事務当局からもいろいろと今度の改正についてお聞きしまして、私も賛成でございますが、また今日は同僚議員のいろんな御質問がありまして更にいろいろなことが分かったわけですがござりますけれども、私、一問だけお聞きまして終わりたいと思います。

日本学術会議が国際社会というか国際的にどういうふうな活動をしておられるのか、また国際的な役割あるいは地位、こういうふうなことについて、また会長さんも大変お忙しい中でいろいろとかかわっておられると思うんですけども、その辺のことについて一遍教えていただきまして、ひとつそれで終わりたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○参考人(黒川清君) 現在、先ほど申しましたように、国際的には大きな枠組みで環境問題、人口問題、南北問題を中心にして科学者のアカデミーの連携機能が進んでいるところでございます。これは過去数年のことだと思いますが、実際その中で前会長の吉川先生が、国際的な学術会議の連合のアンブレラオーガニゼーションの国際科学会議、ICSUというのがありますが、その会長をたまたま三年間務められて、その激動の改革の真っただ中におられたということで、学術会議も実際その中に一緒に飛び込んでいるというところがここ数年起こっているところであろうと思います。

先ほどから申していますように、したがつて、

現在二〇〇〇年から毎年国際会議を開いております。

そこで、持続可能な社会へのいろいろなテーマを取りまして、去年の一月にはITを使った科学能力開発国際会議、これはユネスコの教育担当のディレクタージュネラルのダニエルさんも来られまして非常に評価されました。それに続きまして、

先ほど言いましたようなエネルギーの国際会議を開催したところでございます。さらに、ICSOそのものが今機能を非常に改革しております。それが理监事会のすぐ下にある全体の政策を決める企画委員会に入っていますが、年には三回開催しておりますが、そういう意味で私は非常に評価されました。

私は、

非常に評価されました。

そこで、

非常に評価されました。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いを申し上げます。

○委員長(北岡秀一君) ただいま鈴木君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(北岡秀一君) 全会一致と認めます。よつて、鈴木君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、茂木内閣府特命担当大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。茂木内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(茂木敏充君)

ただいまの附帯決議につきましては、政府といたしましても、十分その趣旨を尊重し、努力してまいります。

○委員長(北岡秀一君)

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(北岡秀一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十一分散会

四月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、学校事務職員・栄養職員の定数改善と給与費等半額国庫負担拡充に関する請願 第一六四〇号

紹介議員 林 紀子君
学校事務職員は、学校予算・施設の管理など教育諸条件の仕事を通して、栄養職員は、豊かで安全な給食作りと食生活の指導を通して、子供たちの健やかな成長と行き届いた教育を保障するため重要な役割を果たしている。文部科学省も学校教育に不可欠な基幹職員と位置付けている。義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る上で重要な役割を果たしている。しかし、対象範囲の縮小や限度額基準引下げなどが行われ、その内容は年々低下している。文部科学省は、中教審答申の具体化ということで学校事務・業務の共同実施(センター的組織・複数校兼務)を検討している。兼務等により学校事務・栄養職員が学校に不在の時間が増えるに従い、きめ細やかな仕事が困難となり、多忙・煩雑化の中で、子供・保護者・職員の要望への即応性が阻害されることは明らかである。平成一三年度から実施されている第七次教職員定数改善計画(高校第六次)では、学校に学校事務職員・栄養職員が不在な状態をつくる共同実施を進めるのでなく、各学校の配置・必須の職員として一、一〇〇を超える未配置校を計画的に解消、また配置基準の改善を盛り込むことも急務となつてている。については、次の事項について実現を図られたい。

- 一、学校教育法第二八条第一項の「事務職員を置かないことができる」を削除し、事務職員の未配置校に年次計画で配置すること。また、現行の大規模校などの配置基準を改善すること。
- 二、完全給食実施校全校に栄養職員を配置すること。
- 三、学校事務職員・栄養職員の給与費等の半額国庫負担制度を拡充すること。

第一六四〇号 平成十六年三月十九日受理
学校事務職員・栄養職員の定数改善と給与費等半額国庫負担拡充に関する請願

請願者 高知県須崎市緑町二ノ七 平岡敏
三 外一万千八十九名

平成十六年四月十四日印刷

平成十六年四月十五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A